

# **第5期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画**

**【平成24～26年度】**

**～ 元気・安心・なめがた ～**

**平成24年3月**

**行方市**



## 元気な高齢者が安心して活躍するまちづくりを

全国的に少子高齢化が進む中、現在、行方市においては、市民の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。さらに今後、いわゆる団塊の世代が高齢層に到達することで、平成26年には高齢化率が29.8%に達し、3人に1人が高齢者という「超高齢社会」を迎えることになります。

平成12年度に導入された介護保険制度は、要介護者を社会的に支える仕組みとして着実に定着してきましたが、その一方でサービス利用の増加による介護給付費の増大で制度の持続性に懸念が生じています。こうした課題を踏まえつつ、今回、平成24年度から平成26年度の『第5期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』を策定いたしました。

この計画では、本市の目指す平成26年度の高齢社会の将来像を、「元気・安心・なめがた」とし、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるための総合的なまちづくりを進めて参ります。

とりわけ、長期的視点にたち、介護予防の拠点づくりを最優先課題として取り組むと共に、これを支える人づくりや様々な高齢者支援をして参ります。

また、介護が必要になった時に、適切な介護保険サービスが安心して受けられ、長年住み慣れた自宅や地域でより充実した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉の連携を図って推進して参ります。

最後になりましたが、計画策定にご協力頂いた委員の皆様、市民の皆様に改めて深く御礼申し上げます。

平成24年3月

行方市長 伊藤 孝一







# 目 次

第1章 計画策定の趣旨 .....	1
第1節 背景と目的 .....	1
第2節 計画の位置づけ・対象者 .....	2
第3節 計画期間 .....	2
第4節 計画の策定体制 .....	3
第5節 日常生活圏域の設定 .....	4
第2章 高齢者の状況と人口予測 .....	5
第1節 高齢者人口の推移 .....	5
第2節 要介護認定者数の推移 .....	6
第3節 日常生活圏域二エーズ調査からみた高齢者の現況 .....	8
第3章 高齢社会の将来像と施策体系 .....	16
第1節 目指す高齢社会の姿 .....	16
第2節 第5期計画の基本的な目標 .....	18
第3節 施策の体系 .....	19
第4章 目標に向けた取り組み .....	22
第1節 元気でいきいきと暮らす地域社会を目指して .....	22
第2節 市民参加による地域社会づくりを目指して .....	26
第3節 安心して暮らせる地域社会を目指して .....	29
第4節 安心して利用できる介護サービスの基盤整備を目指して .....	39
第5章 計画の円滑な推進 .....	59
第1節 介護保険事業会計の運営の方向性 .....	59
第2節 計画の推進 .....	65
資 料 .....	66
I 行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 委員名簿 .....	66
II 行方市介護保険事業計画策定委員会及び行方市高齢者福祉計画策定委員会設置要項 .....	67
III 日常生活圏域二エーズ調査調査票 .....	68







## 第1章 計画策定の趣旨

---

### 第1節 背景と目的

行方市は、平成17年9月に誕生し7周年を迎えました。

誕生当初から比較して総人口は減少する一方、高齢者人口は増加して、平成17年に25.7%であった高齢化率は、現在27.2%と高齢化が進み、平成26年には29.8%に達すると見込まれています。また、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していくと考えられます。

介護保険制度は、介護等の必要な人に対し、介護サービスを提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき平成12年に創設されて10年以上が経過しました。平成18年の改正を経て介護保険サービスは、着実に定着しつつあります。

国においては、第5期介護保険事業計画の基本指針として「高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを一体化して提供していくという『地域包括ケアシステム』の考え方を念頭に置きつつ、高齢者や高齢者を取り巻く地域の事情、特性等を反映させ、地域に相応しいサービス提供体制に取り組むことが必要である」としています。

本市では、平成21年3月に「第4期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、この計画に基づき総合的な高齢者施策を推進してきました。地域ケアや介護予防の推進、介護保険の充実を基本施策として取り組むとともに、地域密着型サービス等の基盤整備や、地域包括支援センターを拠点とする介護予防ケアマネジメントや総合的な相談支援等に努めてきました。

「第5期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）は、前々回の第3期計画（平成18～20年度）において、平成26年度の目標に至る最終段階として位置づけられている一方、戦後のベビーブーム世代（団塊の世代）すべてが高齢期を迎える平成27年度以降を見据え、地域包括ケアの構築に向けた新たな視点の取り組みを検討するスタート地点であり、第6期計画以降に円滑につなげるために重要な計画とも言えます。

このことを踏まえ、今後、より高齢化が進み、後期高齢者の大幅な増加が見込まれることが想定されている本市において、高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らすことのできる社会を実現するために、介護・介護予防・生活支援などの各種施策の内容と、サービスの提供量・提供体制・介護保険財政の安定化の方策を具体的に計画し、市民とともに推進していくことを目的に本計画を策定します。

## 第2節 計画の位置づけ・対象者

本計画は、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定します。

また、「行方市総合計画」や「行方市地域福祉計画」など、保健・医療・福祉分野に関連する計画・施策・事業との調和を図りながら推進するものです。

計画の対象者は65歳以上の市民を中心とし、介護保険事業計画については、第2号被保険者に該当する40～64歳の方を加えた市民とします。

### 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者の健康増進、生きがいつくり、福祉サービスのほか、高齢者支援に関わる事業を網羅したものです。

### 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス量の見込み、介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めたものです。

## 第3節 計画期間

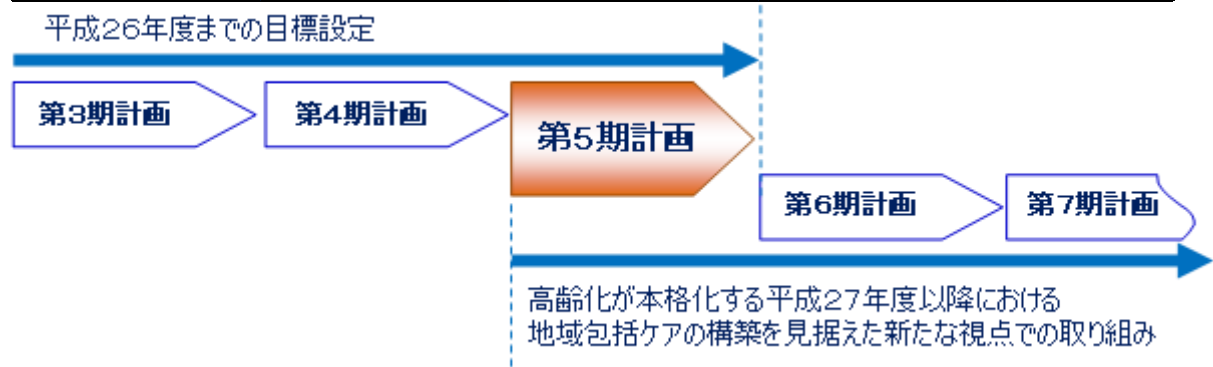
平成24年度から平成26年度までの3か年計画とし、最終年度である平成26年度には、次期計画に向けて直近の現状を踏まえた適切な見直しを行います。

また、第5期計画は、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられており、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。

一方で、高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築に向けて、段階的に充実・強化させていく取り組みのスタート期間でもあります。

### ■ 計画期間

平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
--------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------



## 第4節 計画の策定体制

### 1 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会における検討

---

本計画を策定するにあたり、保健・医療・福祉分野の団体・組織、被保険者などで構成する「行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、地域の実情に応じた計画策定に向けた協議を行いました。

また、高齢者福祉、介護保険に関する専門的な内容を検討するために、本委員会の下に、二つの専門部会を設置し、検討を行いました。

### 2 日常生活圏域ニーズ調査の実施

---

平成23年7月に、一般高齢者、介護保険を利用する要支援・要介護者を対象に、健康状態・日常生活の状況などの把握を目的とした日常生活圏域ニーズ調査を実施し、今後の高齢者福祉施策、介護保険サービスの充実に向けた基礎調査としました（調査結果の概要は、p8～14に掲載しています）。

### 3 パブリックコメントの実施

---

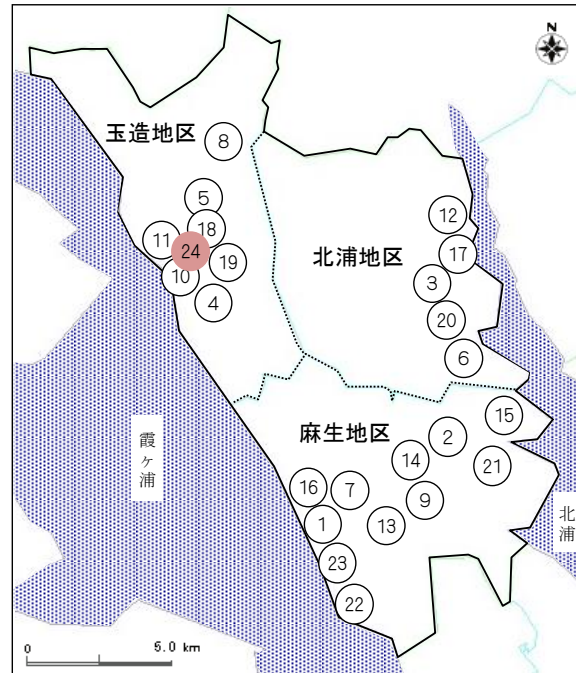
計画素案に対し、市民から幅広い意見を聴取するために、平成24年1月、市ホームページを活用し、パブリックコメントを実施しました。

## 第5節 日常生活圏域の設定

市は、第4期計画において、住み慣れた地域で介護サービス基盤を整備する単位として「日常生活圏域」を導入し、合併前の旧3町エリアごとに「麻生地区」「北浦地区」「玉造地区」の三つの日常生活圏域を設定しました。

第5期計画においても、この3圏域を基本にサービス基盤の整備を図っていきます。

■日常生活圏域と介護事業所



区分	事業所名	場所番号	区分	事業所名	場所番号	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム朝霞荘(※)	1	居宅介護支援事業所	行方市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	19	
	特別養護老人ホームあそうの郷(※)	2		ケアプランセンターぽっかぽか	20	
	特別養護老人ホームきたうら(※)	3		白十字会 訪問看護ステーション	14	
	特別養護老人ホーム玉寿荘	4		水郷医師会 訪問看護ステーション	13	
介護老人保健施設	かすみがうら	5	訪問介護	行方市社会福祉協議会訪問介護事業所	19	
	リトハウス北浦	6		白十字ヘルパーステーション	14	
グループホーム	さくら荘	7	福祉用具貸与	訪問介護ぽっかぽか	20	
	玉造の里	8		マツザキマテリアル株式会社	21	
	いっしん館 麻生	9		松本薬局	18	
	いっしん館 玉造	10		福祉用具貸与ゆたか事業所	22	
	高齢者グループホーム ひまわり	11		デイサービス	朝霞荘指定通所介護事業所	23
居宅介護支援事業所	高齢者グループホーム ほたるの里	12	居宅介護支援事業所	きたうらデイサービスセンター	3	
	朝霞荘指定居宅介護支援事業所	1		玉寿荘デイサービスセンター	4	
	水郷医師会居宅介護支援事業所	13		通所介護センター ほたるの里	17	
	白十字会指定居宅介護支援事業所	14		デイサービスぽっかぽか	20	
	居宅介護支援事業所 あそうの郷	2		デイサービスセンター あそうの郷	2	
	居宅介護支援事業所 ひなたぼっこ	15		デイサービスセンター ひまわり	11	
	きたうらケアプランセンター	3		デイサービスセンター いきいき	23	
	指定居宅介護支援事業所 リトハウス北浦	6		デイサービス ひなたぼっこ	15	
	居宅介護支援事業所 ほたるの里	12		みづ帆	16	
	玉寿荘指定居宅介護支援事業所	4		デイケア	介護老人保健施設 かすみがうら	5
	松本薬局	18			介護老人保健施設 リトハウス	6
	かすみがうら介護支援事業所	5		行方市地域包括支援センター		24

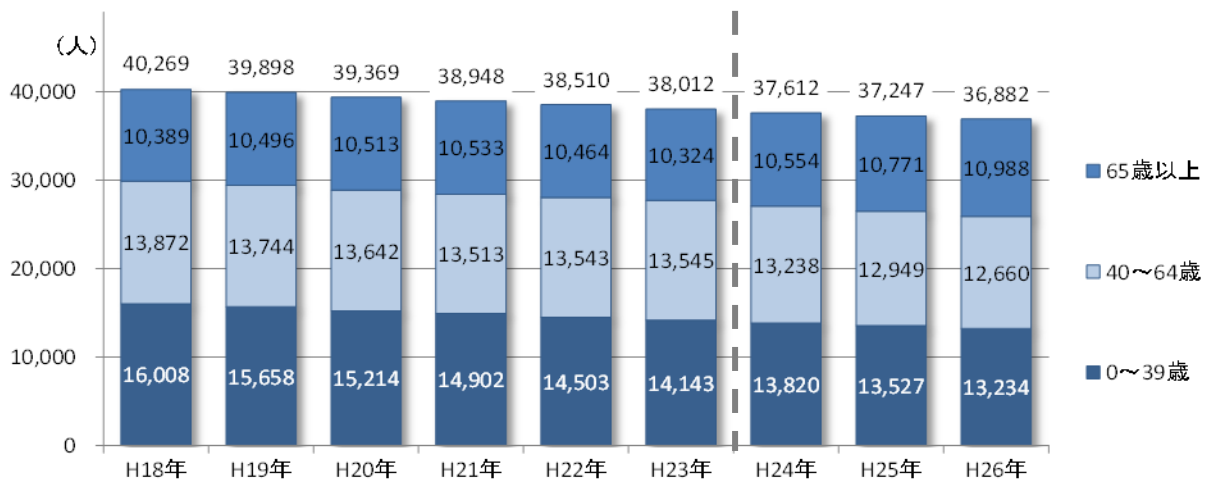
※含む高齢者相談センター(在宅介護支援センター)

## 第2章 高齢者の状況と人口予測

### 第1節 高齢者人口の推移

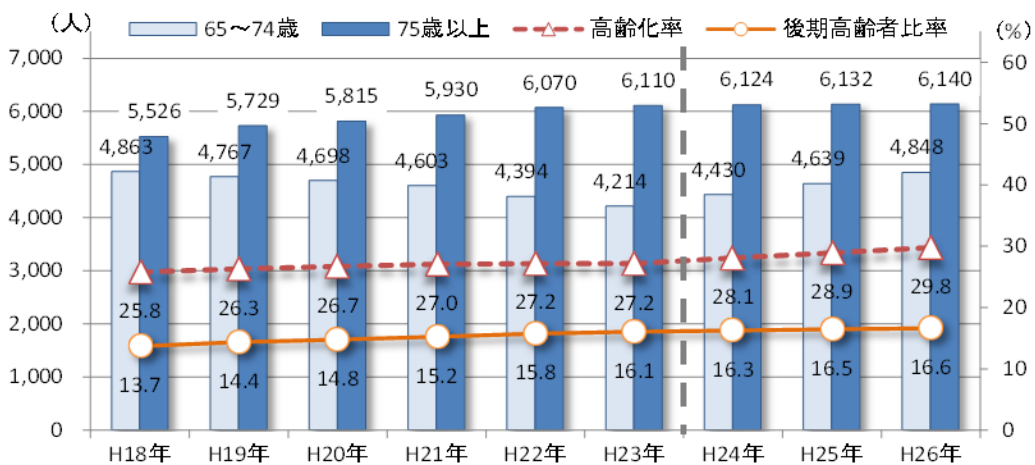
本市の人口は、平成23年の38,012人から減少傾向で推移し、平成26年では36,882人となるものと推計されます。一方、65歳以上人口は、平成23年度の10,324人から平成26年度の10,988人に増加し、高齢化率も2.6ポイント上昇して29.8%になると推計されます。前期高齢者、後期高齢者ともに増加し、平成26年度の後期高齢者比率は16.6%となる見込みです。

■人口推計結果（年齢区分別）



注：平成18～23年は住民基本台帳人口（各年10月1日）、平成24年以降はコーホート要因法による推計値。

■高齢者人口の推計結果



注：平成18～23年は住民基本台帳人口（各年10月1日）、平成24年以降はコーホート要因法による推計値。

## 第2節 要介護認定者数の推移

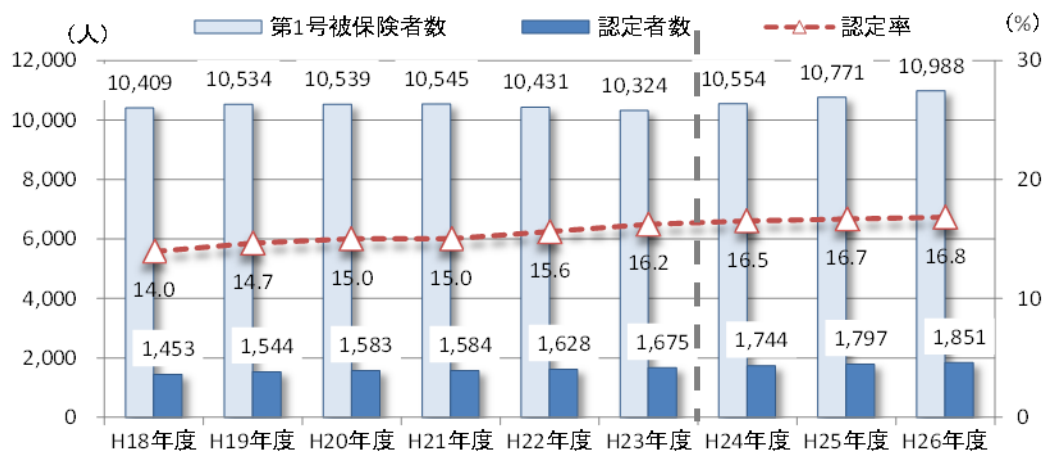
### 1 被保険者数・認定者数の推計

65歳以上の第1号被保険者数は、平成23年度の10,324人から増加傾向で推移し、平成26年度では10,988人となるものと推計されます。

認定率は平成23年度以降16%台で推移し、平成26年では16.8%と見込みます。

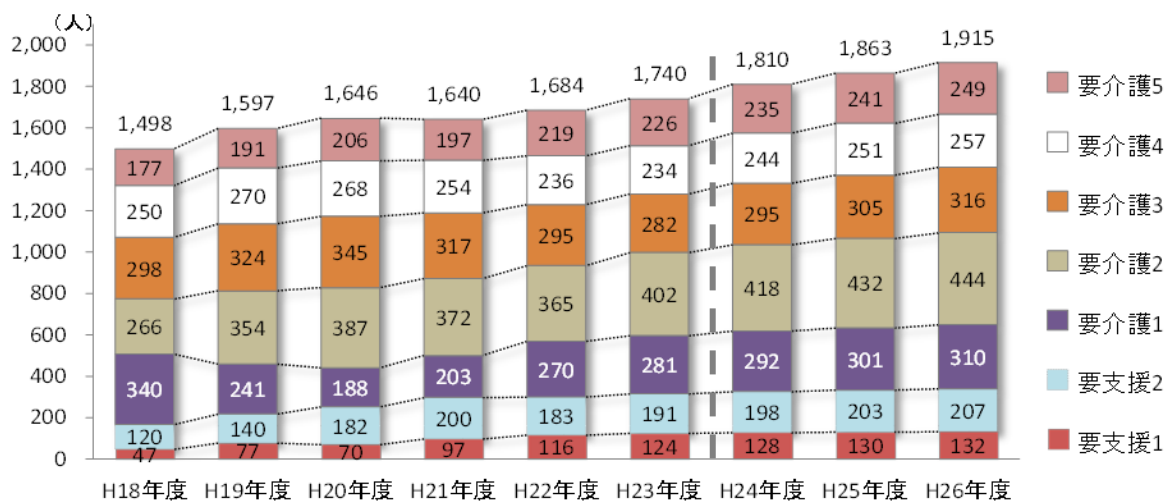
また、平成26年度の65歳以上の認定者数は1,851人、40～64歳の第2号被保険者を含む認定者数は1,915人と見込みます。

■被保険者数と要介護（要支援）認定者数の推計（65歳以上）



注：平成18～23年度は実績値（各10月1日現在）、平成24年以降は推計値

■介護別認定者数の推計（40歳以上）



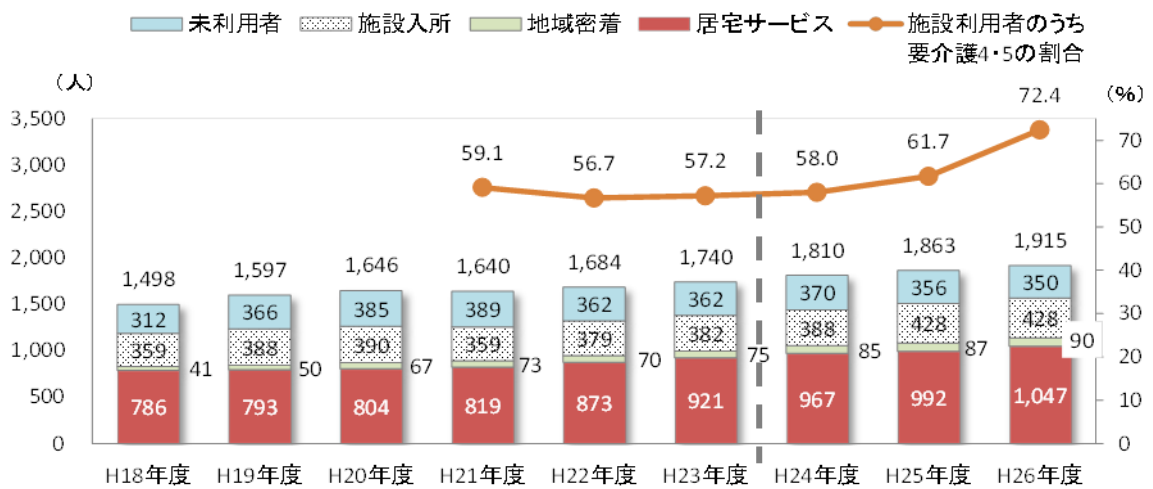
注：平成18～23年度は実績値（各10月1日現在）、平成24年以降は推計値

## 2 介護保険サービスの利用者数の推計

要介護認定者数は、人口推計を基に過去の実績から平成26年度には1,915人になるものと見込みました。各サービスの利用者の割合は居宅サービスが55%、地域密着型サービスが5%、介護保険施設が22%、未利用者が18%となる見込みです。

また、介護保険施設利用者に占める重度者（要介護4・5）の割合について、国は「平成26年度に70%以上」という参酌標準を示しており、本市では72.4%になるものと見込みます。

■介護保険サービスの利用者数の推計



注：平成18～23年度は実績値（各10月1日現在）、平成24年以降は推計値



### 第3節 日常生活圏域ニーズ調査からみた高齢者の現況

本計画策定にあたり、現在の健康状態・日常生活の状況などを把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

#### 1 調査の概要

調査の対象	①要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民（無作為抽出） ②要支援・要介護1～2認定者。	回答結果より（グラフ中の表記） ①一般高齢者（一般） ②二次予防事業対象者（二次予防） ③要支援認定者（要支援） ④要介護認定者（要介護） に分けて集計しています。
調査方法	記名式 郵送による配布・回収	
調査期間	平成23年7月1日～7月15日	

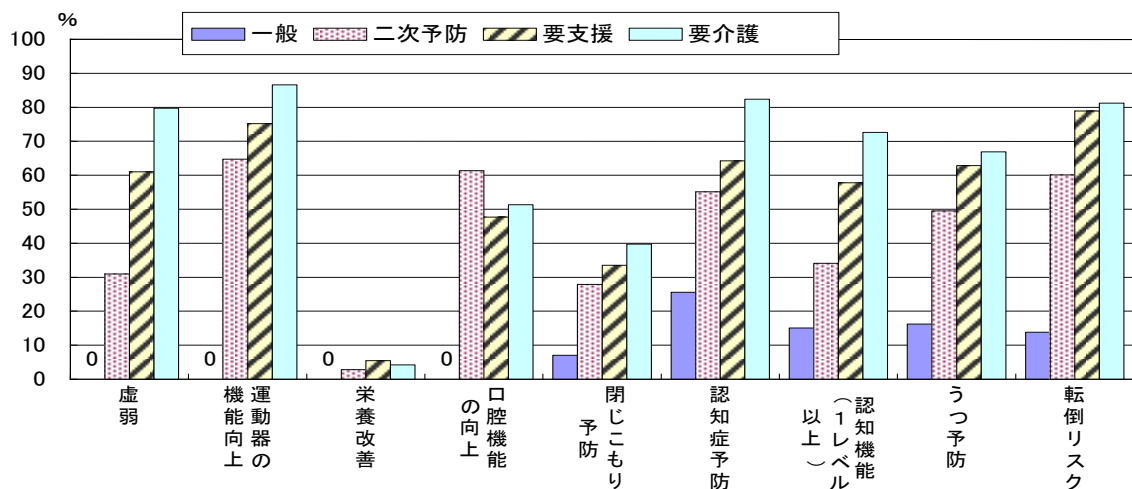
#### 2 回収状況

配布数	回収数	回収率
2,026 票	1,349 票	66.6%

#### 3 生活機能判定項目ごとの集計結果

本調査における調査票には、「生活機能評価の基本チェックリスト」をはじめ、高齢者の生活機能等の状況を判定する設問を含んでいます。回答状況より認定状況（介護の必要度）別に集計した生活機能判定項目ごとの集計結果は以下のとおりです。

##### ■基本チェックリストに基づく生活機能評価項目ごとの該当者割合



認定状況別に回答者の「生活機能」の現状をみると、多くの評価項目において、二次予防対象者が一般高齢者と比較して機能の低下が顕著にみられるとともに、要介護状態への移行や重度化に伴ってさらに顕著になっています。



## 4 回答者の属性

【日常生活圏域別回答者の属性】

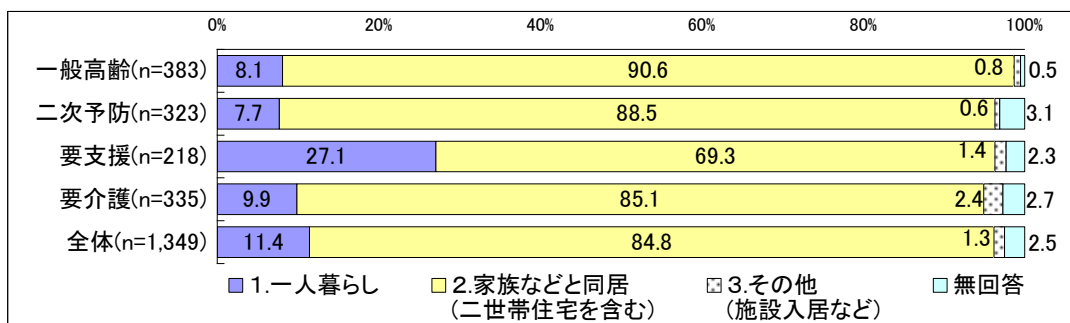
		日常生活圏域								全体	
		麻生地区		北浦地区		玉造地区		不明		人数	割合
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
合計		526	100.0%	347	100.0%	474	100.0%	2	100.0%	1,349	100.0%
性別	男性	199	37.8%	130	37.5%	174	36.7%	1	50.0%	504	37.4%
	女性	327	62.2%	217	62.5%	300	63.3%	1	50.0%	845	62.6%
年齢①	前期高齢者(65～74歳)	167	31.7%	101	29.1%	139	29.3%	1	50.0%	408	30.2%
	後期高齢者(75歳以上)	359	68.3%	246	70.9%	335	70.7%	1	50.0%	941	69.8%
年齢層②	65～69歳	79	15.0%	49	14.1%	63	13.3%	1	50.0%	192	14.2%
	70～74歳	88	16.7%	52	15.0%	76	16.0%	0	0.0%	216	16.0%
	75～79歳	113	21.5%	71	20.5%	88	18.6%	1	50.0%	273	20.2%
	80～84歳	130	24.7%	99	28.5%	128	27.0%	0	0.0%	357	26.5%
	85歳以上	116	22.1%	76	21.9%	119	25.1%	0	0.0%	311	23.1%
認定状況	一般高齢	166	31.6%	98	28.2%	117	24.7%	2	100.0%	383	28.4%
	二次予防	125	23.8%	88	25.4%	110	23.2%	0	0.0%	323	23.9%
	要支援	76	14.4%	55	15.9%	87	18.4%	0	0.0%	218	16.2%
	要介護	125	23.8%	82	23.6%	128	27.0%	0	0.0%	335	24.8%
	判定不能	34	6.5%	24	6.9%	32	6.8%	0	0.0%	90	6.7%
介護度	要支援1	29	5.5%	23	6.6%	36	7.6%	0	0.0%	88	6.5%
	要支援2	47	8.9%	32	9.2%	51	10.8%	0	0.0%	130	9.6%
	要介護1	53	10.1%	41	11.8%	64	13.5%	0	0.0%	158	11.7%
	要介護2	72	13.7%	41	11.8%	64	13.5%	0	0.0%	177	13.1%
	未認定者	325	61.8%	210	60.5%	259	54.6%	2	100.0%	796	59.0%

【未認定者のみ】

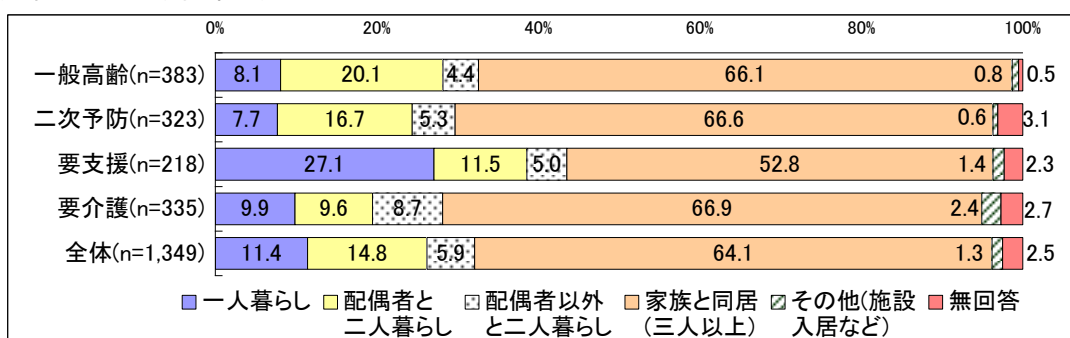
		日常生活圏域								全体	
		麻生地区		北浦地区		玉造地区		不明		人数	割合
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
合計		325	100.0%	210	100.0%	259	100.0%	2	100.0%	796	100.0%
性別	男性	142	43.7%	97	46.2%	106	40.9%	1	50.0%	346	43.5%
	女性	183	56.3%	113	53.8%	153	59.1%	1	50.0%	450	56.5%
年齢①	前期高齢者(65～74歳)	148	45.5%	90	42.9%	125	48.3%	1	50.0%	364	45.7%
	後期高齢者(75歳以上)	177	54.5%	120	57.1%	134	51.7%	1	50.0%	432	54.3%
年齢層②	65～69歳	74	22.8%	47	22.4%	58	22.4%	1	50.0%	180	22.6%
	70～74歳	74	22.8%	43	20.5%	67	25.9%	0	0.0%	184	23.1%
	75～79歳	81	24.9%	49	23.3%	58	22.4%	1	50.0%	189	23.7%
	80～84歳	61	18.8%	46	21.9%	54	20.8%	0	0.0%	161	20.2%
	85歳以上	35	10.8%	25	11.9%	22	8.5%	0	0.0%	82	10.3%
認定状況	一般	166	51.1%	98	46.7%	117	45.2%	2	100.0%	383	48.1%
	二次予防	125	38.5%	88	41.9%	110	42.5%	0	0.0%	323	40.6%
	判定不能	34	10.5%	24	11.4%	32	12.4%	0	0.0%	90	11.3%

## 5 家族構成（認定状況別）

問1Q1 家族構成をお教えてください



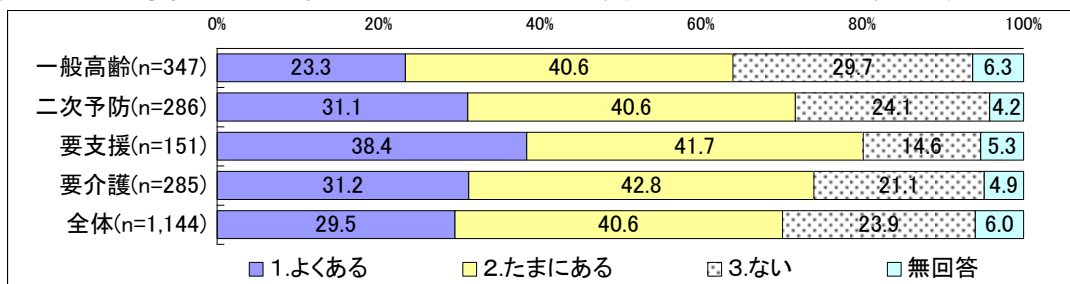
(上記1Q1より再集計)



世帯の状況は、「家族など同居（二世帯住宅を含む）」が84.8%で最も高く、次いでひとり暮らしが11.4%となっています。認定状況別にみると、要支援で27.1%、要介護で9.9%がひとり暮らしとなっています。

同居の家族等の回答より再集計した結果によると、家族など同居世帯のうち14.8%が夫婦のみの世帯となっています。

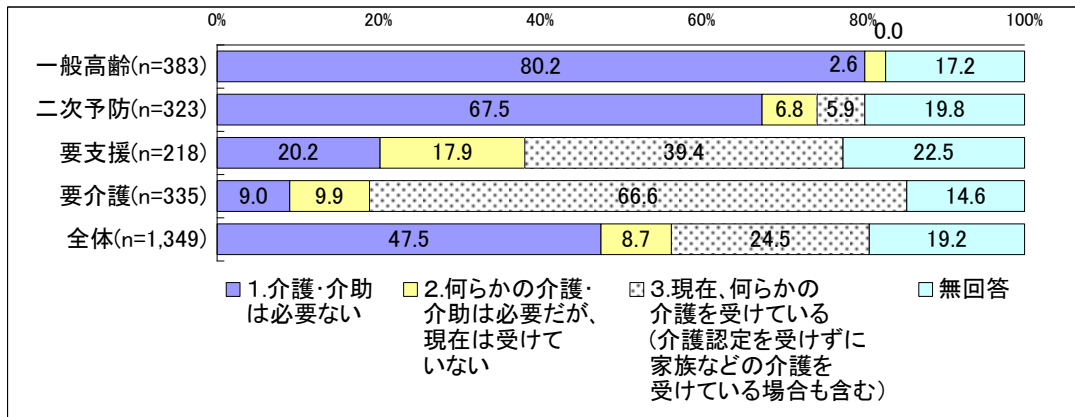
問1Q1-2（家族など同居されている方のみ）日中、一人になることがありますか



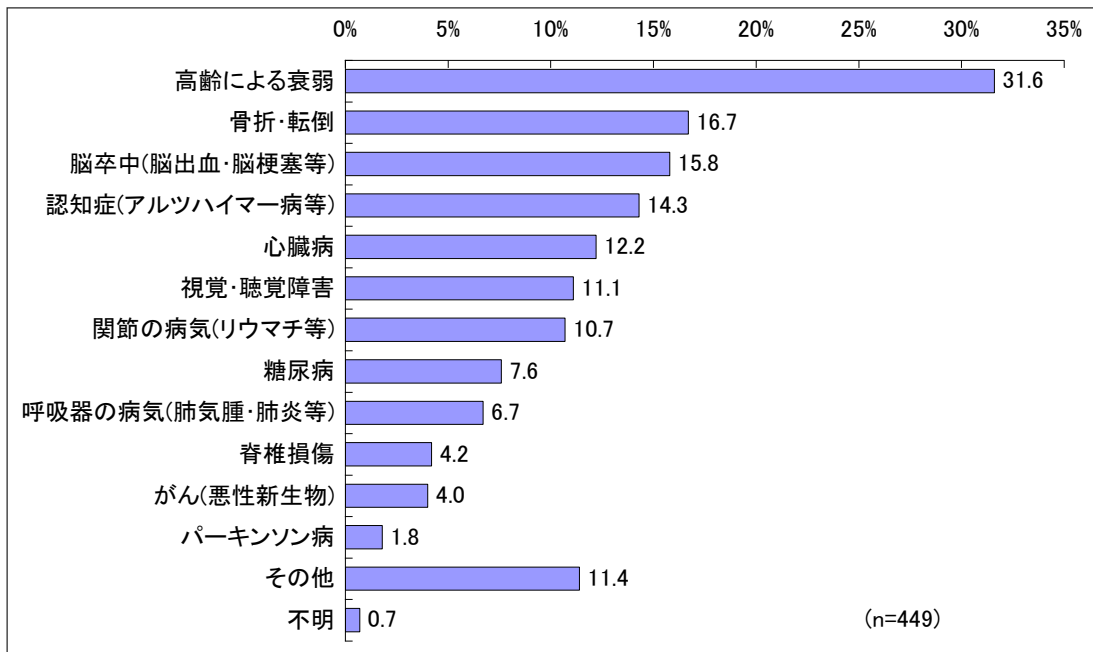
ご家族と同居されている方が日中一人であることがあるかどうかについては、全体では「たまにある」が40.6%、「よくある」が29.5%となっています。

認定状況別にみると、要支援で38.4%、要介護者でも31.2%の方が日中一人である状況となっています。

問1Q2 あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか



問1Q2-1 (介護・介助が必要な方のみ) 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか (複数回答可)



介護・介助の必要性について、認定状況別にみると、未認定者（一般高齢者＋二次予防対象者）でも9.4%の方が「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」状況にあります。

また、要支援認定者で17.9%、要介護認定者で9.9%の方が「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」状況である一方、「介護・介助の必要はない」との回答も要支援認定者で20.2%、要介護認定者で9.0%となっています。

介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」が31.6%で最も高く、次いで「骨折・転倒」16.7%、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」15.8%などとなっています。

## 6 基本チェックリストによる評価

回答者のうち、要介護（要支援）認定を受けていない未認定者の基本チェックリストによる評価を、日常生活圏域ごとにみると以下のとおりの結果となっています。

### (1) 二次予防事業の対象者

二次予防事業対象者とは、生活機能評価の基本チェックリスト（日常生活で必要となる機能を確認するための質問票）により、生活機能が低下していると判定される65歳以上の人をいいます。

「日常生活圏域ニーズ調査」集計にあたっては、次の条件を満たす回答者を二次予防事業対象者としました。

- ・基本チェックリストにおいて次の①から④までのいずれかに該当
  - ①「うつ予防・支援に関する5項目」を除く20項目のうち10項目以上に該当する回答者
  - ②「運動器の機能向上」に関する5項目のうち3項目以上に該当する回答者
  - ③「栄養改善」に関する2項目すべてに該当する回答者
  - ④「口腔機能の向上」に関する3項目のうち2項目以上に該当する回答者

#### ■基本チェックリスト設問

生活機能	本調査 問番号	質問項目【該当する回答】
日常生活	問 6Q1	1 自家用車やタクシー等で一人で外出していますか(バス・電車等でも可)【いいえ】
	問 6Q2	2 日用品の買物をしていますか【いいえ】
	問 6Q5	3 預貯金の出し入れをしていますか【いいえ】
	問 7Q5	4 友人の家を訪ねていますか【いいえ】
	問 7Q6	5 家族や友人の相談にのっていますか【いいえ】
運動器の 機能向上	問 2Q2	6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか【いいえ】
	問 2Q3	7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか【いいえ】
	問 2Q5	8 15分位続けて歩いていますか【いいえ】
	問 3Q2	9 この1年間に転んだことがありますか【はい】
	問 3Q3	10 転倒に対する不安は大きいですか【はい】
栄養改善	問 4Q1	11 6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか【はい】
	問 4Q2	12 BMI(=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))が18.5未満【はい】
口腔機能 の向上	問 4Q3	13 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか【はい】
	問 4Q4	14 お茶や汁物等でむせることがありますか【はい】
	問 4Q5	15 口の渇きが気になりますか【はい】
閉じこもり 予防・支援	問 2Q8	16 週に1回以上は外出していますか【いいえ】
	問 2Q9	17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか【はい】
認知症 予防・支援	問 5Q2	18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか【はい】
	問 5Q3	19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか【いいえ】
	問 5Q4	20 今日が何月何日かわからない時がありますか【はい】
うつ予防 ・支援	問 8Q12	21 (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない【はい】
	問 8Q13	22 (ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった【はい】
	問 8Q14	23 (ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる【はい】
	問 8Q15	24 (ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない【はい】
	問 8Q16	25 (ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする【はい】

■判定項目別該当状況（日常生活圏域・男女別）

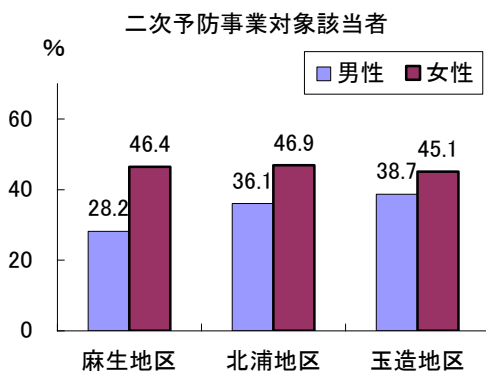
		二次予防対象者判定		虚弱判定		運動器判定		栄養改善判定		口腔機能判定		回答者数
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
麻生地区	男性	40	28.2%	11	7.7%	18	12.7%	0	0.0%	25	17.6%	142
	女性	85	46.4%	32	17.5%	65	35.5%	2	1.1%	51	27.9%	183
	合計	125	38.5%	43	13.2%	83	25.5%	2	0.6%	76	23.4%	325
北浦地区	男性	35	36.1%	11	11.3%	16	16.5%	1	1.0%	24	24.7%	97
	女性	53	46.9%	19	16.8%	37	32.7%	1	0.9%	28	24.8%	113
	合計	88	41.9%	30	14.3%	53	25.2%	2	1.0%	52	24.8%	210
玉造地区	男性	41	38.7%	7	6.6%	19	17.9%	3	2.8%	33	31.1%	106
	女性	69	45.1%	20	13.1%	54	35.3%	2	1.3%	37	24.2%	153
	合計	110	42.5%	27	10.4%	73	28.2%	5	1.9%	70	27.0%	259
不明	男性	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
	女性	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
	合計	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
全体	男性	116	33.5%	29	8.4%	53	15.3%	4	1.2%	82	23.7%	346
	女性	207	46.0%	71	15.8%	156	34.7%	5	1.1%	116	25.8%	450
	合計	323	40.6%	100	12.6%	209	26.3%	9	1.1%	198	24.9%	796

判定項目別にみると、虚弱（生活機能全般の機能低下）で麻生地区女性の割合が高くなっています。

運動器の機能向上ではいずれの圏域でも女性の該当割合が高く、3割以上となっています。

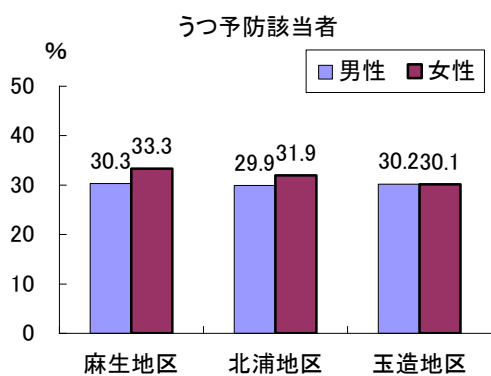
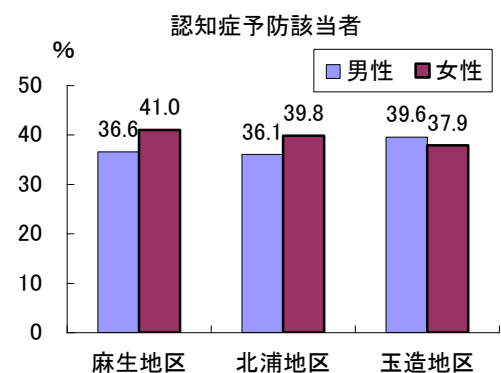
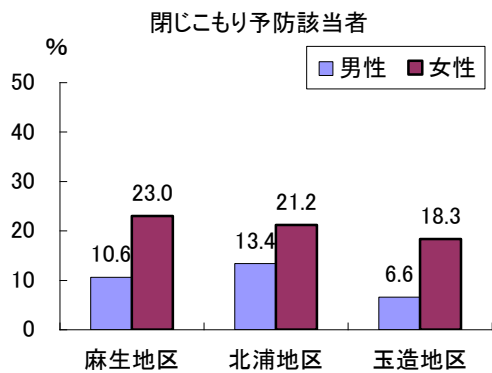
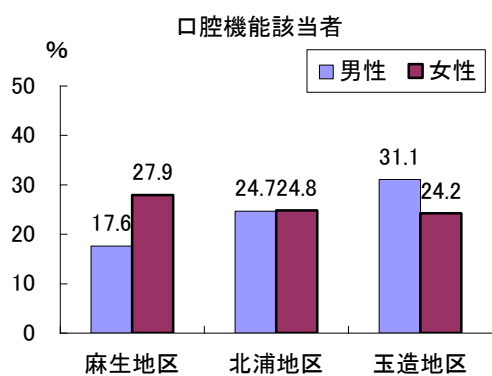
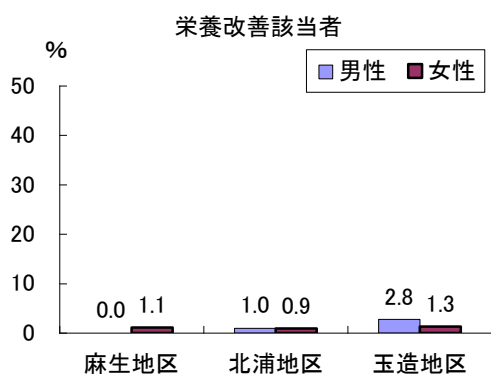
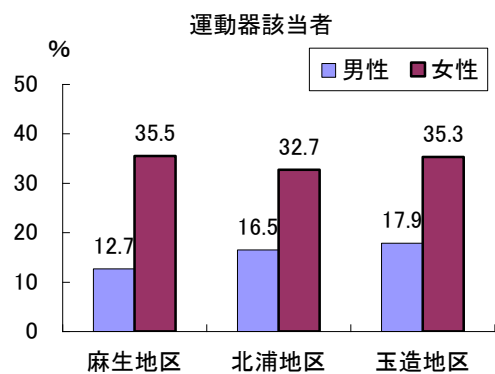
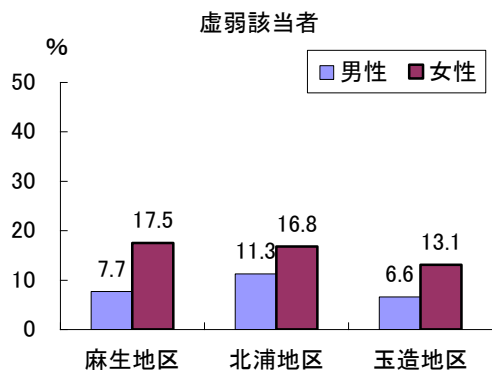
栄養改善では、身長体重の回答率が低いことにより、該当者を全て把握できていないことも想定されますが、該当者が少なく、麻生地区女性では1人も該当者がいません。

口腔機能では、北浦地区では男女ほぼ同じ該当割合、玉造地区では男性のほうが高くなっています。



二次予防事業対象者の該当状況を圏域別にみると麻生地区で低くなっています。

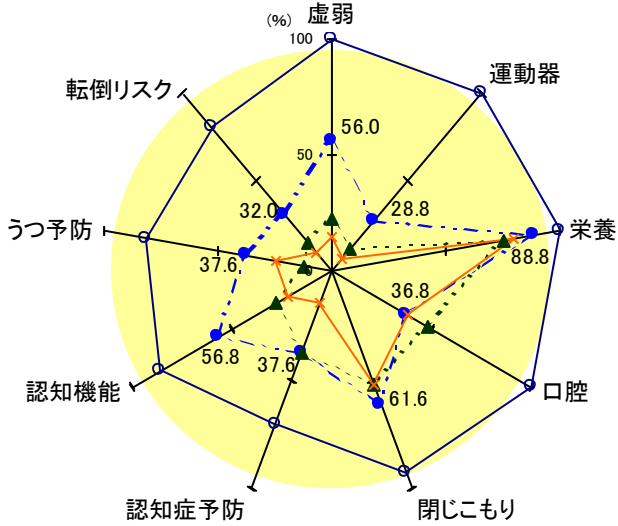
男女別でみると、いずれの圏域でも男性より女性の割合が高くなっています。



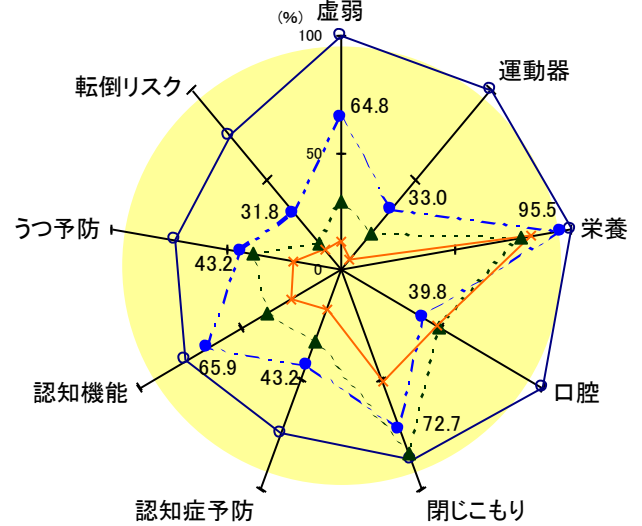
7 生活機能の非該当者（リスクなし）の割合

生活機能の各評価項目の非該当者（リスクなし）の割合は以下のとおりです。

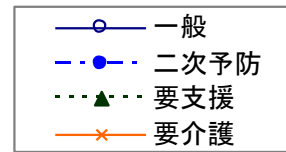
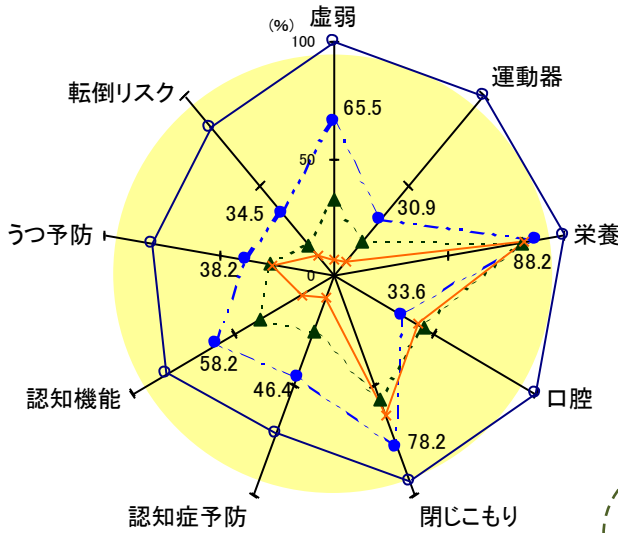
■麻生地区



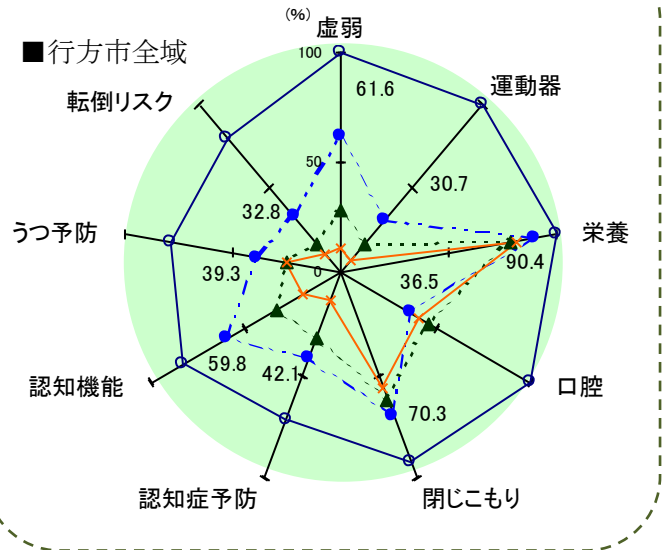
■北浦地区



■玉造地区



■行方市全域



## 第3章 高齢社会の将来像と施策体系

---

### 第1節 目指す高齢社会の姿

行方市総合計画（平成19年度から平成28年度）では、政策目標の一つとして、「やさしさあふれる健康福祉のまち」を掲げ、市民が生涯にわたって心と身体健康増進に積極的に取り組み、高齢者や障害者などを地域で見守り、市民一人ひとりがお互いに支え合い、ともに生きがいをもって暮らせる地域社会の形成を目指しています。

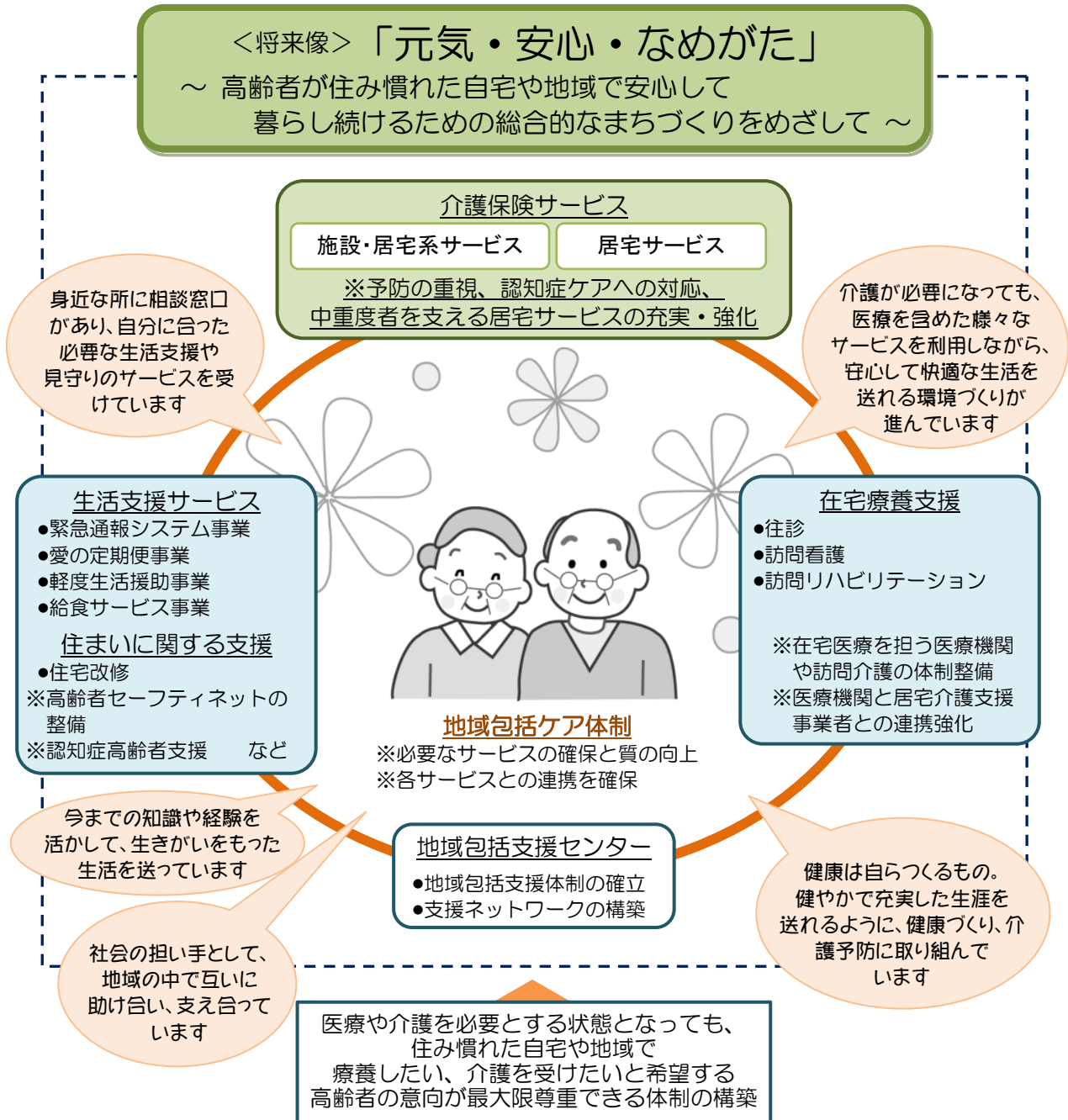
新しい「第5期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」においても、本市におけるこうした施策の方向性を継承し、高齢者が心身の健康を保ちながら生きがいをもって生活できるような支援、介護予防や疾病予防の充実、さらに介護が必要になった場合でも安心できるサービス供給体制の充実を図ることが重要です。

さらに、団塊の世代が高齢期を迎える時代は、従来の「高齢者」のイメージと異なり、社会や地域で元気に活動する意欲に溢れた高齢者が大幅に増加することが予想されます。高齢者自身が“地域に支えられる立場”であると同時に“地域社会を支える立場”ともなることを促進する取り組みが重要です。

こうした視点から、市民と行政が共有すべき将来像を次のとおり定めます。



「本市の目指す高齢社会の将来像」



## 第2節 第5期計画の基本的な目標

「元気・安心・なめがた」を将来像とするこの計画の基本的な目標を以下のとおりとします。

### 基本目標1 元気でいきいきと暮らす地域社会を目指して

高齢者が地域の中で健康でいきいきと暮らせる地域社会を目指して、高齢者一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という健康づくりの意識をもつことを基本に、各関係機関と連携しながら介護予防事業等の充実を図り、より身近な場所で安心して介護予防サービスが受けられるよう目指します。

### 基本目標2 市民参加による地域社会づくりを目指して

老人クラブ、シルバー人材センター、シルバーリハビリ体操指導士、ボランティア活動、サークル活動など、高齢者の豊かな経験・知識・技術を生かして、高齢者自身が“地域社会を支える立場”で生きがいを求め、自らまちづくりに参加する、生涯現役の活力あるまちづくりを目指します。

### 基本目標3 安心して暮らせる地域社会を目指して

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、公的機関による社会福祉サービスばかりでなく地域住民による協力体制も含め、様々な状態にある高齢者が安心して暮らせるよう支え合い体制づくりに努めます。

また、高齢者を支えるためには、介護保険サービスばかりでなく医療・保健・福祉サービス、NPOやボランティア活動など地域住民による活動の推進も含め、地域における総合的な保健・医療・福祉サービスの連携体制の強化を図ります。

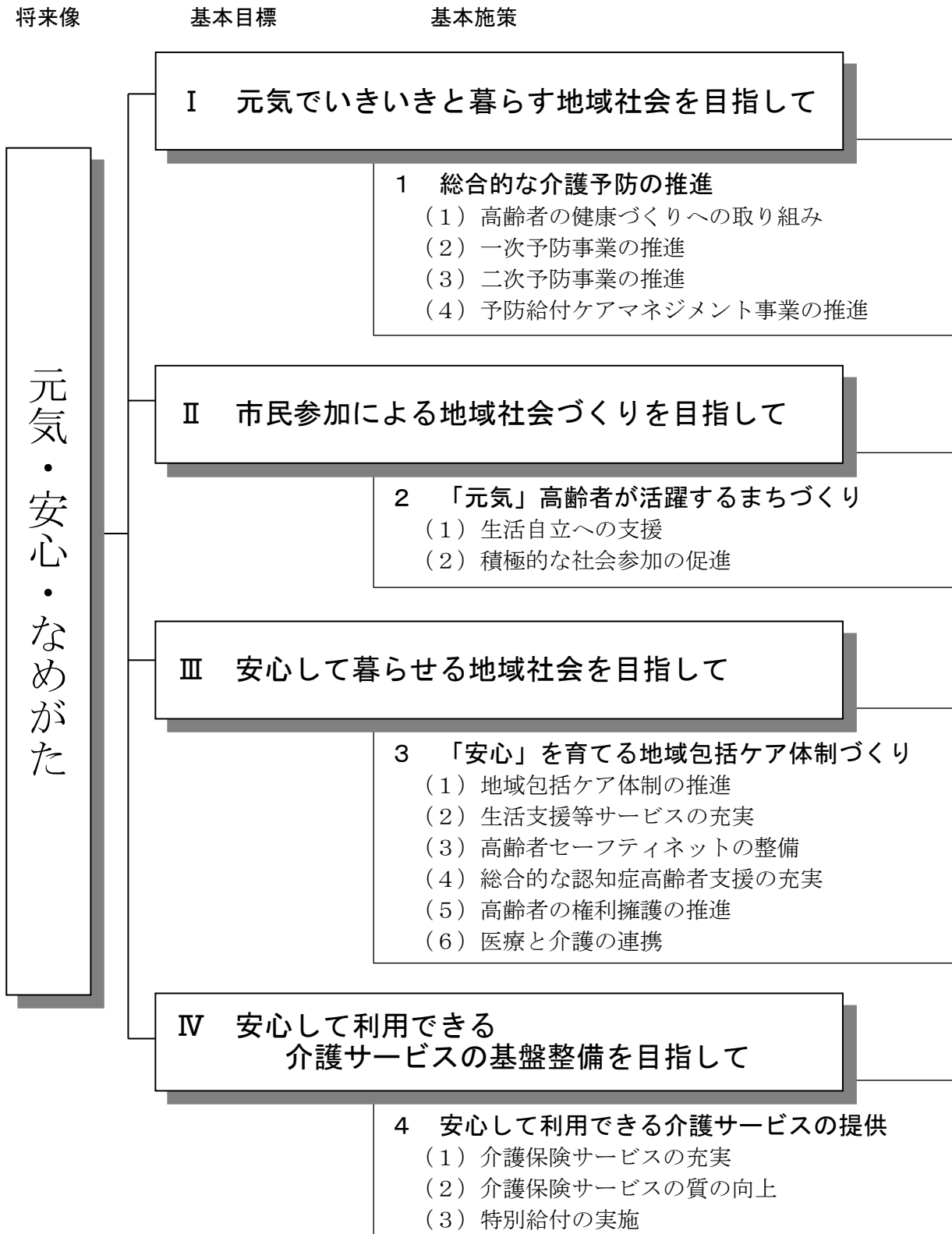
### 基本目標4 安心して利用できる介護サービスの基盤整備を目指して

介護が必要な高齢者が、希望するサービスを自由に選択・利用できるようにするため、市では需要に十分対応できるサービス基盤を確保する必要があります。

介護が必要になっても安心して住み慣れた地域での生活が継続できるよう、在宅サービスを中心とした介護サービスの充実を図るとともに、サービスをより受けやすくする環境の整備に努めます。

### 第3節 施策の体系

「元気・安心・なめがた」として示された将来像を実現するために、以下の高齢者福祉施策の体系に従って取り組みを進めます。



### 基本目標 1 元気でいきいきと暮らす地域社会を目指して

基本施策	個別施策	事業・サービス
1 総合的な介護予防の推進	1 高齢者の健康づくりへの取り組み	①健康診査・相談の推進 ②健康づくりの推進
	2 一次予防事業の推進	①介護予防普及啓発事業 ②地域介護予防活動支援事業
	3 二次予防事業の推進	①二次予防事業対象者把握事業 ②通所型介護予防事業
	4 予防給付ケアマネジメント事業の推進	①予防給付ケアマネジメント事業

### 基本目標 2 市民参加による地域社会づくりを目指して

基本施策	個別施策	事業・サービス
2 「元気」高齢者が活躍するまちづくり	1 生活自立への支援	①公共交通システムによる高齢者の交通支援の推進 ②ふれあいサロン
	2 積極的な社会参加の促進	①シルバーリハビリ体操指導士会の育成 ②老人クラブ活動の推進 ③シルバー人材センターの支援 ④高齢者の就労支援 ⑤学習機会の提供 ⑥趣味の活動の場の提供

### 基本目標 3 安心して暮らせる地域社会を目指して

基本施策	個別施策	事業・サービス
3 「安心」を育てる地域包括ケア体制づくり	1 地域包括ケア体制の推進	①地域包括支援センターの機能の充実 ②地域ケアシステム推進事業 ③社会福祉協議会活動への支援
	2 生活支援等サービスの充実	①軽度生活援助事業 ②生きがい活動支援通所事業 ③生活管理指導短期宿泊事業 ④愛の定期便事業 ⑤日常生活用具給付等事業 ⑥訪問理美容サービス事業 ⑦給食サービス事業 ⑧高齢者紙おむつ助成事業 ⑨在宅福祉サービス事業 ⑩住宅改修支援事業 ⑪長寿祝金支給事業 ⑫家族介護支援事業(家族介護教室) ⑬徘徊高齢者家族支援サービス事業 ⑭在宅介護慰労金支給事業
	3 高齢者セーフティネットの整備	①緊急通報システム事業 ②緊急医療情報キットの配布事業 ③防災知識の普及及び情報提供 ④災害対策支援 ⑤消費者被害の予防

基本施策	個別施策	事業・サービス
	4 総合的な認知症高齢者支援の充実	①正しい知識の普及啓発 ②認知症相談の充実 ③認知症予防プログラムの導入 ④認知症高齢者見守り事業
	5 高齢者の権利擁護の推進	①日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知 ②成年後見制度利用支援事業 ③高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の設置 ④高齢者虐待防止に関する意識啓発 ⑤高齢者虐待対応体制の整備、介護者への支援
	6 医療と介護の連携	①ターミナルケアについての取り組み
	7 高齢者に配慮した住まいの確保	①施設福祉サービスの充実 ②住まいの確保

基本目標4 安心して利用できる介護サービスの基盤整備を目指して

基本施策	個別施策	事業・サービス
4 安心して利用できる介護サービスの提供	1 介護保険サービスの充実	①居宅介護サービスの充実 ②地域密着型サービスの充実 ③施設サービスの充実
	2 介護保険サービスの質の向上	①制度周知等の推進 ②相談・苦情対応の強化 ③サービス評価システムの構築 ④介護給付等費用適正化事業 ⑤介護サービス事業者への指導・助言及び支援 ⑥介護支援専門員への指導及び支援
	3 特別給付の実施	①紙おむつ支給サービスの実施
	4 低所得の利用者負担の軽減	①特定入所者介護(予防)サービス費給付 ②高額介護サービス費給付 ③高額医療合算介護サービス費給付 ⑤社会福祉法人等による利用者負担軽減に対する助成

## 第4章 目標に向けた取り組み

### 第1節 元気でいきいきと暮らす地域社会を目指して

#### 1 総合的な介護予防の推進

高齢者の健康づくりや介護予防は元気なうちから取り組む必要があります。また、高齢者自身が主体的に取り組むことが重要です。

市民一人ひとりが、日頃から健康への意識を高め、正しい生活習慣を身に付けることにより、できるだけ長く健康で活動的な生活を維持・継続できるよう支援します。

また、高齢者が介護状態となることを予防するため、生活機能低下の早期発見や相談体制の充実を図るとともに、効果的な介護予防事業を推進します。

#### (1) 高齢者の健康づくりへの取り組み

##### ①健康診査・相談の推進

各種の健康診査の受診促進、健康相談の充実により、生活習慣病を予防し、疾病の早期発見・早期治療することで健康寿命の延伸を図ります。また、高齢者の感染症予防対策の充実を図ります。

##### ②健康づくりの推進

ライフステージに応じた望ましい食習慣の普及啓発のための栄養健康相談や、食生活改善推進員の協力による栄養改善教室の開催、生涯にわたり自分の歯で食事をとることができるよう、歯科に関する歯科相談を行っています。うつ病・神経症といった「心の健康づくり」に関する知識の普及や医師・精神保健福祉士による相談、保健師等による訪問を行っています。

また、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸、生きがいのあるライフスタイルの創造を図るために、運動教室、ウォーキング大会を実施しています。

今後も、高齢期をいきいきと過ごすことができるよう、食生活や身体活動・運動、心の健康づくりなどの各分野において、いろいろな場面での市民の健康づくりを支援し、高齢者の健康づくりを推進します。



#### ■ウォーキング大会

市シルバーリハビリ体操指導士会による準備体操後、4キロコースと6キロコースに分かれてウォーキング。ゴール後は、健康相談・体脂肪率測定等が行われた。



## (2) 一次予防事業の推進

### ①介護予防普及啓発事業

介護保険制度はみんなが支えるものであることへの理解を深めてもらうとともに、自らサービスが必要になった時に円滑に利用できるよう、制度運営と介護予防の取り組みを通して、できる限り要介護状態になることを防ぐことが重要です。

市報において専門職による「コラム」や各種介護予防事業のお知らせを毎月掲載するなどして、介護予防事業の情報提供を行います。

また、市内各地域で行われている介護予防のための教室や各任意団体の会合等に出向き、事業の説明やパンフレット等の配布を通して地域支援事業の周知を図ります。

### ②地域介護予防活動支援事業

介護予防には、身近な地域における自主的な取り組みが重要であることから、地域が一体となって介護予防に取り組めるよう、地域活動組織の育成や介護予防に関する普及啓発を行っています。

一般介護予防教室終了後の継続的フォローを実現するため、市内各地域でシルバーリハビリ体操教室を開設しています。また、市民が市民を支える組織づくりとして、シルバーリハビリ体操指導士の養成を行います。

今後も、シルバーリハビリ体操を普及啓発することにより、元気な高齢者をつかっていくことを支援します。そのために、計画的に介護予防の拠点づくりを行うとともに、介護予防を支えるシルバーリハビリ体操指導士の養成を引き続き実施します。

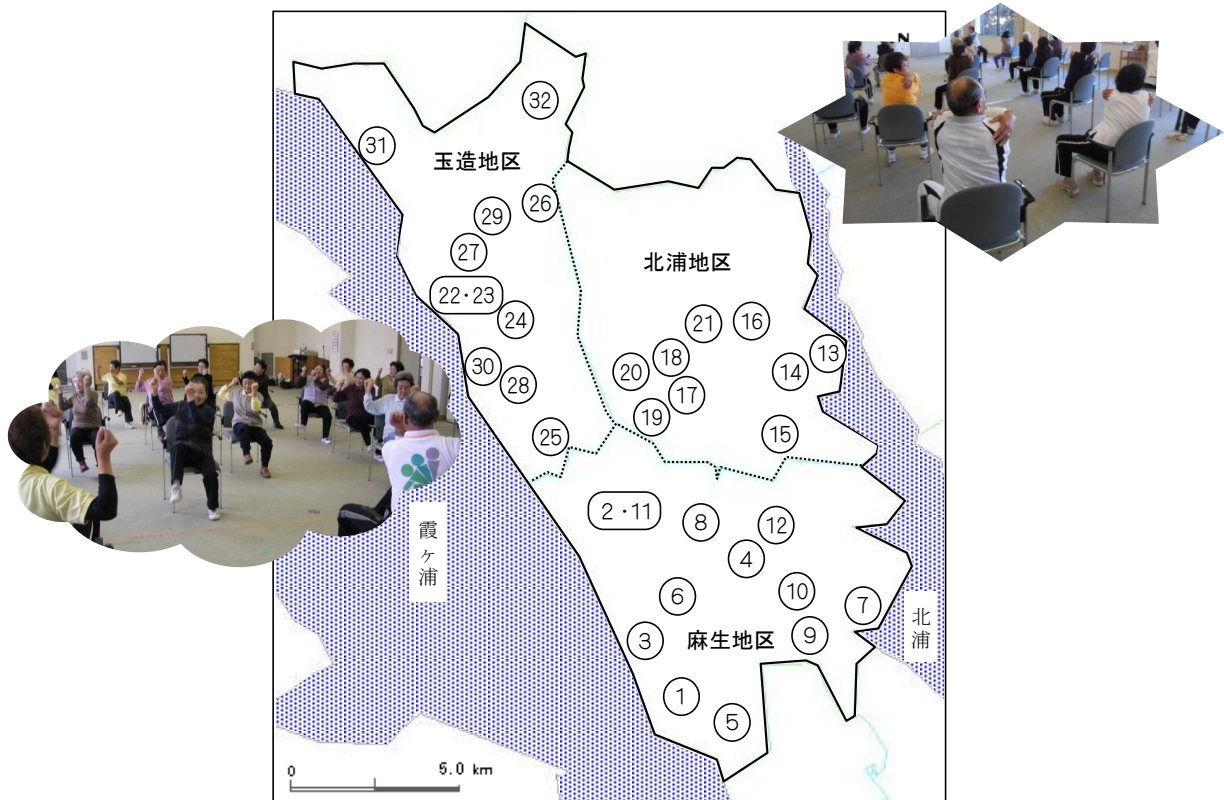
また、介護予防が円滑に行えるよう、シルバーリハビリ体操指導士会の全体会議や実技研修会等を定期的で開催します。

#### 地域介護予防活動支援事業の実績と目標

	第4期(実績)			第5期(目標)		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
介護予防拠点数	16	25	30	35	40	45



■日常生活圏域別介護予防拠点位置図



麻生地区		北浦地区		玉造地区	
①	麻生はつらつ会	⑬	はつらつ寿会	⑳	あさがお
②	行方みどり会	⑭	ラーク北浦	㉑	水仙
③	新田若葉会	⑮	いきいきゼミナール繁昌	㉒	元気で～さ～びす館
④	青沼さくら会	⑯	いきいきゼミナール内宿	㉓	藤井長寿会
⑤	中台なかよし会	⑰	要・すずらん会	㉔	ひまわり
⑥	島並コスモス会	⑱	稲ヶ谷・カナリヤ会	㉕	紫陽花
⑦	宇崎長寿会	㉀	依田谷・すみれ会	㉖	新田親和会
⑧	ひまわり会	㉁	行戸十ヶ沢・ひばり会	㉗	若海わかば会
⑨	矢幡めぐみ会	㉂	武田・両宿会	㉘	舟津親和会
⑩	根小屋みのり会			㉙	なでしこ羽生
⑪	白帆会			㉚	大好き上山会
⑫	小牧・板峰さらかな会				

### (3) 二次予防事業の推進

#### ①二次予防事業の対象者把握事業

65歳以上の要支援・要介護者を除く全ての高齢者に「生活機能評価基本チェックリスト」を送付し、二次予防事業対象者（日常生活機能が低下し、介護が必要となる可能性が高い高齢者）の把握に努め、介護予防支援へとつなげます。



## ②通所型介護予防事業

「生活機能評価基本チェックリスト」により日常生活機能が低下し、介護が必要となる可能性が高いと判定された高齢者を対象に、「運動器の機能向上」「口腔機能の向上」「栄養改善」などのプログラムを含む総合型の介護予防教室として「生き生き健康教室」を実施しています。

また、介護予防教室修了後、引き続き介護予防が実施できるよう、一般高齢者施策で実施している介護予防の拠点づくりと連携させ、そのフォローアップを図ります。事業の評価に関しては、アウトカム評価、アウトプット評価、プロセス評価を取り入れて実施します。

## 通所型介護予防事業の実績と目標

	第4期(実績)			第5期(目標)		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実参加人数(人)	10	14	22	25	25	25
延べ参加人数(人)	112	130	240	300	300	300

## (4) 予防給付ケアマネジメント事業の推進

## ①予防給付ケアマネジメント事業

要支援状態であってもその悪化をできる限り防ぎ、生活機能の向上を図ることを目的として、市内外の居宅介護予防支援事業所 22 か所と委託契約を結び、各事業所との連携を図るとともに、要支援1・2の利用者の介護予防ケアマネジメントを行っています。

要介護状態への移行は、病状の悪化やアクシデントによるものが多数を占める一方、生活機能の低下がもたらす場合には予防が充分に行えない状況もあることから、第5期計画では、委託介護予防支援事業所との連携・研修を継続し、介護予防の理念の共有化を図るとともに、介護予防サービス提供事業所との連携も強化していきます。

また、モニタリング・評価については、個々の生活機能の維持・改善状況に着目して行います。

## 予防給付ケアマネジメント事業の実績と目標

	第4期(実績)			第5期(目標)		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
予防給付ケアマネジメント数(件)	1,612	1,718	1,803	1,900	2,000	2,100

## 第2節 市民参加による地域社会づくりを目指して

### 1 「元気」高齢者が活躍するまちづくり

今後いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎え、地域での社会参加や仕事への意欲を持ち、介護や支援を必要としない元気な高齢者の割合は増加傾向にあります。

そうした高齢者が、これまでに培った豊かな経験や知識を活かし、地域社会の担い手として活躍できる環境整備を進めます。また、高齢者が主体的に地域活動に参画し、地域社会を支える役割を担っていく仕組みを創造していきます。

#### (1) 生活自立への支援

##### ①公共交通システムによる高齢者の交通支援の推進

公共交通システムとして、市内のみのデマンド型コミュニティバス（乗合タクシー）と要介護者・要支援者に対する在宅福祉サービス事業による移送サービスを実施しています。これらの公共交通システムは高齢者の通院や日常生活支援の足となり、コミュニティの活性化につながっています。一方、利用者は増加傾向にあるものの、市の費用負担が過大となりつつあります。

今後も、課題解消をしつつさらなる利便性向上を図ります。

#### 公共交通システムの実績と目標

	第4期(実績)			第5期(目標)		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
移送サービス実利用者数 (延べ人数)	53	73	78	80	80	80
デマンド型コミュニティバス 利用者数(延べ人数)	12,744	17,660	19,350	20,000	20,000	20,000



## ②ふれあいサロン

ひとり暮らしや日中独居となり閉じこもりがちな高齢者の孤独感や不安感を解消し、また、介護予防の促進等を図ることを目的に、歩いて集まれる場所を設定し、ボランティアの協力を得ながら、ふれあいサロンを開催しています。高齢者と市民が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げています。

今後も、ボランティアの確保に努めるとともに、新規サロンを開拓し、身近な地域で参加いただけるよう、拡充に努めます。また、参加者の高齢化が進み、会場まで自力で来られない方が増えてきていることから、参加できる交通手段の確保に努めます。

## ふれあいサロンの実績と目標

	第4期(実績)			第5期(目標)		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
サロン数(か所)	10	11	12	13	14	15
延べ参加者数(人)	3,185	2,485	2,400	2,500	2,550	2,600

## (2) 積極的な社会参加の促進

## ①シルバーリハビリ体操指導士会の育成

シルバーリハビリ体操指導士会は、地域の高齢者や低体力者に対し、介護予防やリハビリ体操の知識普及と実技指導を行い、生きがい活動と健康づくりについて自主的な取り組みを促すことを目的に、平成19年4月に設立されました。

以来、介護予防教室修了者が、教室修了後も継続して健康を維持できるようフォローアップのための教室として、シルバーリハビリ体操の普及に取り組んできました。

第4期計画では、シルバーリハビリ体操指導士養成事業を実施し、拡大する体操指導士会の組織を円滑に運営できるよう支部体制(3支部)を組織しました。

今後も、計画的に介護予防の拠点づくりを行うとともに、介護予防を支えるシルバーリハビリ体操指導士の養成を引き続き実施します。

## シルバーリハビリ体操指導士会の実績と目標

	第4期(実績)			第5期(目標)		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
シルリハ体操指導士養成(人)	21	21	16	20	20	20
シルリハ体操指導士数(延人)	68	89	105	120	135	150

## ②老人クラブ活動の推進

老人クラブは、高齢者の知識や経験を活かし、地域における健康・生きがいづくり活動を実施し、社会参加の促進に貢献しています。

今後も、健康づくりなど老人クラブ活動を展開できるよう支援し、社会貢献・社会参加の促進を図ります。

## ③シルバー人材センターの支援

高齢者の就労は、それまでの経験や知識を地域に還元する貴重な機会です。また、高齢者自身が生きがいをもち、いきいきとした日常生活を送ることは、介護予防に大きな効果があるとされています。

高齢者が地域での活動を積極的に行える場を提供するため、シルバー人材センターの機能拡充を支援し、就労の場の確保に努めます。

## ④ 高齢者の就労支援

行方市職業紹介所やハローワークと連携し、知識や経験が豊富で就労意欲の高い高齢者が働き続けられるよう就労支援に努めます。

## ⑤学習機会の提供

高齢者が、自らの意思で自分に適した学習及び社会参加を積極的に行うことにより生きがいを見出し、充実した生活を送ることができるよう、学習や文化活動の拠点となる学習センターの充実を図り、自らが学習できる機会の提供に努めます。

また、多様化する学習ニーズに対応するため、豊かな知識や技術、生活の知恵をもつ高齢者に協力を得るなど、指導者の育成・確保を進めます。

## ⑥趣味の活動の場の提供

各地区館や公民館は、高齢者の趣味や仲間づくりのための憩いの場であり、活動の拠点となっています。今後も高齢者が生きがいをもち、いきいきとした生活をおくれるように、気軽に利用できる施設の充実を図ります。



### 第3節 安心して暮らせる地域社会を目指して

#### 1 「安心」を育てる地域包括ケア体制づくり

高齢者が住み慣れた地域において、その人らしい生活を送るためには、医療・介護・福祉などの事業を一体的かつ継続的に提供していく地域包括ケア体制の構築が必要です。そのために、地域包括支援センターを地域の拠点として、市内の関係機関や関係団体、地域住民などとの連携を深め、地域包括ケアの体制づくりに取り組みます。

##### (1) 地域包括ケア体制の推進

###### ① 地域包括支援センターの機能の充実

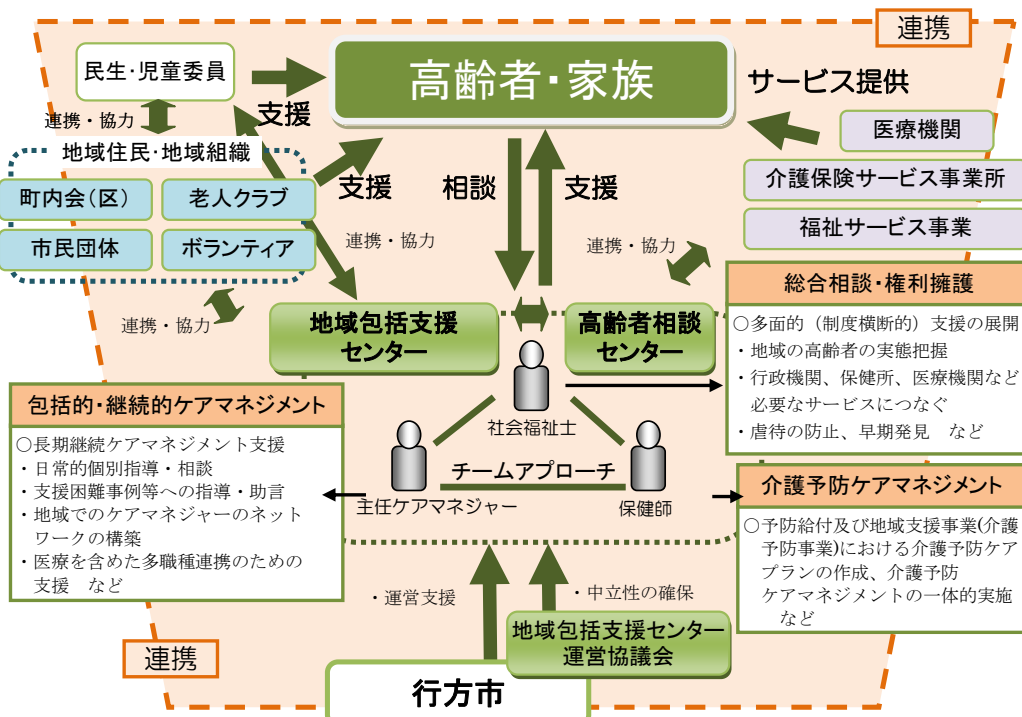
現在、市では介護予防及び高齢者の生活支援を行うために、地域包括支援センターを運営しています。

今後も、介護サービスを含む様々なサービスや地域資源の活用、主治医・民生委員などの関係者との連絡・調整を図る包括的な支援拠点である地域包括支援センターの機能強化を図ります。

そのために、地域の高齢者やその家族・近隣住民・民生委員等の相談に応じ、どのような支援が必要かを把握し、高齢者相談センター（在宅介護支援センター）や各関係機関との連携を図り、地域包括支援センターを中心として専門的・継続的な支援を行います。

また、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として、地域の高齢者の様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的な支援に取り組みます。

###### ■ 地域包括支援センターの機能の概要



## ②地域ケアシステム推進事業

超高齢化社会の到来により、地域ではひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加が顕著となっています。

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のある生活をいつまでも継続できるようにするためには、何らかの支援を必要とする高齢者を早期に発見し、関係機関へ速やかにつなぐなど、地域の様々な資源を一体的・包括的に提供する地域ケア体制の確立が求められています。

現在、ケアチームによる調整会議や緊急支援の必要な方を対象とするクイック会議を開催しています。

第5期計画においても、引き続き、高齢者や障害のある方、見守りを必要としている方が、地域で安心して生活できるよう、保健・福祉・医療・介護関係者や地域団体が一体となって、それぞれの地域における課題を把握・検討する体制づくりを進めます。

## ③社会福祉協議会活動への支援

市は社会福祉協議会を支援することを通じて、地域における様々な団体が対等な立場で参画できるネットワークづくりを進めるとともに、地域福祉推進の取り組みについて各団体や市民に周知を図ってきました。このように社会福祉協議会は、市民主体の理念に基づき、地域が抱えている種々の福祉問題について、計画的に協力して解決を図る福祉コミュニティづくりをしています。今後も地域福祉推進の担い手として、社会福祉協議会を支援していきます。

## (2) 生活支援等サービスの充実

ひとり暮らし高齢者や支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を継続できるよう、介護保険事業外による生活を支援するサービスを提供します。

## ①軽度生活援助事業

介護保険制度の要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者のみの世帯またはひとり暮らし高齢者で日常生活の援助が必要な人を対象にホームヘルパーを派遣し、住居の清掃・生活必需品の買物等の家事援助を行います。

### 軽度生活援助事業の実績と目標

	第4期(実績)		第5期(見込み量)		
	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数(人)	93	85	90	90	90
延べサービス提供量(回)	539	480	500	500	500

## ②生きがい活動支援通所事業

介護保険の要介護認定で「自立」と判定された高齢者や閉じこもりがちの方を対象に、デイサービスセンター等でのサービスを利用することで、高齢者の自立・社会的孤独感の解消、心身機能の保持など、生きがいづくりの支援を行います。

## 生きがい活動支援通所事業の実績と目標

	第4期(実績)		第5期(見込み量)		
	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数(人)	0	0	1	1	1
延べサービス提供量(回)	0	0	10	10	10

## ③生活管理指導短期宿泊事業

基本的な生活習慣が欠如しており、対人関係が成立していないなど、社会適応困難な高齢者を対象に、一時的に宿泊させ基本的な生活習慣が身に付けられるよう支援します。

## 生活管理指導短期宿泊事業の実績と目標

	第4期(実績)		第5期(見込み量)		
	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数(人)	1	6	8	8	8
延べサービス提供量(回)	19	70	100	100	100

## ④愛の定期便事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、牛乳等の乳製品を定期的に業者が宅配するとともに、安否確認を行います。

## 愛の定期便事業の実績と目標

	第4期(実績)		第5期(見込み量)		
	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数(人)	216	210	212	215	220
延べサービス提供量(回)	28,515	27,170	27,560	27,950	28,600

## ⑤日常生活用具給付等事業

ひとり暮らし高齢者等を対象に日常生活用具(電磁調理器、火災警報器、家具転倒防止器具等)を給付します。



### 日常生活用具給付等事業の実績と目標

	第4期(実績)		第5期(見込み量)		
	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数(人)	5	5	5	5	5

### ⑥訪問理美容サービス事業

理容所・美容室に出向くことが困難な65歳以上の在宅高齢者へ年6回を限度に理容・美容師が自宅を訪問し散髪のサービスを行います。

#### 訪問理美容サービス事業の実績と目標

	第4期(実績)		第5期(見込み量)		
	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数(人)	55	43	40	40	40
年間開催回数(回)	153	135	130	130	130

### ⑦給食サービス事業(行方市社会福祉協議会による事業)

ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、食事作りが困難な方に、栄養のバランスを考えた食事を自宅に届けるとともに、声かけや安否の確認を行います。

### ⑧高齢者紙おむつ助成事業

介護保険の要支援者で紙おむつの介護用品を必要とする在宅の65歳以上の高齢者を対象に行方市指定の薬局・薬店等で利用できる助成券(紙おむつ等購入料金1か月5,000円を上限とし、1割自己負担)を交付します。(1か月のうち15日以上のショートステイを利用した者を除きます。)

#### 高齢者紙おむつ助成事業の実績と目標

	第4期(実績)		第5期(見込み量)		
	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数(人)	981	960	1,000	1,000	1,000

### ⑨在宅福祉サービス事業

日常生活を営むのに支障のある高齢者等に対しての家事援助のサービスや要介護者・要支援者・身体障害者等で、単独での移動が困難な人に対し、通院及び外出介助などの移送サービスを提供します。



## 在宅福祉サービス事業の実績と目標

	第4期(実績)		第5期(見込み量)		
	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数(人)	4,688	4,080	4,896	5,386	5,924
延べサービス提供量(回)	4,688	4,080	4,896	5,386	5,924

## ⑩住宅改修支援事業

住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費助成を行います。

## 住宅改修支援事業の実績と目標

	第4期(実績)		第5期(見込み量)		
	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数(人)	5	6	10	10	10

## ⑪長寿祝金支給事業

高齢者の長寿のお祝いとして、米寿(88歳)、鶴寿(100歳)の方に長寿祝金及び記念品を贈ります。

## 長寿祝金支給事業の実績と目標

	第4期(実績)		第5期(見込み量)		
	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数(人)	198	231	260	280	300
延べサービス提供量(回)	198	231	260	280	300

## ⑫家族介護支援事業(家族介護教室)

要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術の習得を目的とした教室を開催します。また、介護技術やその知識だけでなく、介護者自身の健康や予防に関する講演会等も行います。

## 家族介護支援事業の実績と目標

	第4期(実績)		第5期(見込み量)		
	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数(人)	69	37	70	70	70
年間開催回数(回)	3	3	3	3	3

### ⑬徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊行動のある高齢者を介護している家族に対し、GPS機能（位置検索システム）による装置を活用し、家族が安心して介護できるよう支援するサービスです。

サービスの存在を知らず徘徊で困っている家族等に対し、広報紙等への掲載を通し市民へ啓発を図ります。

#### 徘徊高齢者家族支援サービス事業の実績と目標

	第4期(実績)		第5期(見込み量)		
	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数(人)	2	1	2	2	2

### ⑭在宅介護慰労金支給事業

要介護4・5と認定された在宅の寝たきり高齢者、または認知症高齢者等を介護している家族への慰労として介護慰労金を支給し、介護者の労苦に報いることにより、高齢者福祉の増進を図ります。

#### 在宅介護慰労金支給事業の実績と目標

	第4期(実績)		第5期(見込み量)		
	H22	H23	H24	H25	H26
実利用者数(人)	115	124	130	130	130

## (3) 高齢者セーフティネットの整備

### ①緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者に対し、緊急通報装置を貸与等して、急病等の緊急時に消防本部へ通報することにより迅速な救援が図られる事業です。

また、高齢者の緊急時に際し、正確な情報を発信できる支援体制として緊急医療情報キット配布事業を実施し、高齢者の安心・安全を確保していきます。

今後も、ひとり暮らし高齢者等の日常生活上の緊急事態における不安を解消し、安心して生活できるよう関係機関・地域住民と連携し推進していきます。

### ②緊急医療情報キットの配布事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、高齢者が緊急の際、在宅から病院へつなぐために必要な情報を、一定の場所へ保管しておく緊急医療情報キットを配布します。

### ③防災知識の普及及び情報提供

平常時から高齢者関連の行事等を活用して、地域住民等の連携協力により、災害時に避難等で支援を必要とするひとり暮らし高齢者などの実態を把握し、災害に関する知識の普及啓発に努めています。

今後も、災害の発生またはそのおそれがあるとき、ひとり暮らし高齢者等へ災害情報を提供する体制づくりをシステム化し、警察、消防、地域住民と協力しながら災害に関する知識の普及啓発を図ります。

### ④災害対策支援

平成23年3月11日に起きた東日本大震災時には、ライフライン・通信網も途絶えたため、ひとり暮らし高齢者に対し、各地区民生委員とともに、飲料水や食料品等を配布しながら安否確認を実施しました。

こうした経験を踏まえ、市では「行方市災害時要援護者避難支援プラン」を平成24年1月に作成しました。この計画は、要援護者の避難支援に関する具体的な推進手法を定めた「全体計画」と、要援護者一人ひとりのプランを定めた「個別計画」により構成されています。

今後は、同計画に基づき、災害発生時には各団体と協力し、要援護者の安否確認、避難状況の把握、情報伝達、福祉避難所内での支援体制の整備・確保を行います。

また、災害時に要援護者の安全が守られるよう、日頃からの地域の見守り活動など支援体制の充実を図るとともに、要援護者支援施策の啓発、要援護者リスト等の作成・管理、個別支援プランの作成支援を行います。

### ⑤消費者被害の予防

高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、市の消費生活センター、警察などの関係機関との連携協力を図り、広報・パンフレットなど様々な媒体・機会を利用した情報発信にて啓発を行い、消費者生活相談等に取り組んでいきます。

## (4) 総合的な認知症高齢者支援の充実

### ①正しい知識の普及啓発

認知症に対する誤解や偏見をなくし、早期発見による受診を勧奨するとともに、認知症予防の生活習慣が身に付くように、市広報への掲載や認知症サポーター育成講座の開催、認知症予防講演会の開催等により、正しい知識の普及啓発を図ります。

## ②認知症相談の充実

地域包括支援センターが相談窓口となり、高齢者やその家族からの認知症に関する相談に対して、専門医療機関への紹介や対応の仕方など情報の提供に努めています。

今後も地域包括支援センターや高齢者相談センターなど、認知症に関する相談窓口の充実を図るとともに、かかりつけ医との連携体制の確立に努めます。

また、65歳未満の働き盛りに発症する若年性認知症についても、近年相談件数が増加しています。介護サービスでは対応できない若年性認知症の患者の雇用継続に関する支援や障害福祉サービスの活用も含め、関連する他部署と連携し、必要な支援につながるよう相談体制の一層の整備・充実を図ります。

## ③認知症予防プログラムの導入

市では、脳の健康診断（ファイブコグ）により自分自身の認知機能を確認することから始まり、有酸素運動と知的活動を組み合わせた認知症予防プログラムとして「脳はつらつ教室」を実施しています。

今後も、引き続き教室を実施するとともに、教室への参加を広く呼びかけ、認知症予防に努めます。

## ④認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、認知症高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、民生委員等及び認知症サポーターによる見守りのための訪問などを実施します。

現在は、認知症サポーター養成講座の開催、民生委員に対する知識の普及に留まっている状況ですが、今後は、地域包括支援センターを拠点として、市内の関係機関や関係団体、地域住民などとの連携を深め、ネットワークの構築を進めます。

## (5) 高齢者の権利擁護の推進

### ①日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知

判断能力の低下等により権利を侵害されやすい高齢者や障害者等のために、福祉サービスの利用契約手続き援助や日常的な金銭管理などの生活援助等を行う「日常生活自立支援事業」や、財産管理・介護サービスや日常生活に関する契約、費用の支払い等に関する法律行為を代行・支援する「成年後見制度」について普及啓発を進めます。

また、将来判断能力が低下した時の事前の備えとしての「任意後見制度」について、市民への周知を図ります。

## ②成年後見制度利用支援事業

認知症等により判断能力が十分でない高齢者の権利を守るために、財産管理や介護サービスや日常生活に関する契約、費用の支払い等について、後見人等の援助を受けられるよう、四親等内の親族に成年後見制度の申立てを図ります。親族からの申立てが期待できない場合は、本人の福祉を図るため市長が申立ての手続きを行います。

また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、申立て手続きの費用や後見人等への報酬の助成を行います。

## ③高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の設置

関係機関等との連携強化を図るとともに、住み慣れた地域における高齢者の安心した生活の確保に資することを目的として、高齢者虐待の防止、早期発見・早期対応のため、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を設置します。

高齢者虐待防止ネットワークを活用し、地域包括支援センターが中心となり、警察、医療機関、介護サービス提供事業所、民生委員等との関係機関と連携し、高齢者虐待の防止、早期発見・早期対応により力を入れていきます。

## ④高齢者虐待防止に関する意識啓発

高齢者虐待を防止するために、広報紙やパンフレット等を活用し、高齢者虐待に関する基本的な情報や高齢者虐待を発見した場合の相談窓口に関して、市民への周知に努めます。

また、高齢者権利擁護研修会や各種団体の会議において、家庭内における高齢者の権利擁護の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知を行い、地域全体で虐待の防止や早期発見・早期対応に取り組む体制づくりを進めます。

## ⑤高齢者虐待対応体制の整備、介護者への支援

第3期計画において、家族等から虐待または無視を受けることにより、必要な介護保険サービスの利用契約ができない高齢者に対して、市が職権をもって利用を実現するため、やむを得ない事由による措置要綱の整備を行いました。

第4期計画では、高齢者虐待事例や困難事例に対して迅速な対応が取れるように、毎月行っている高齢者相談センター実務者定例会を通して情報共有を行い、関係機関と連携を強化しました。また、虐待により緊急に保護が必要な高齢者に対しては、養護老人ホームへの措置を行い、高齢者の安全を確保しました。

高齢者虐待問題及び介護者への支援は、引き続き力を入れて取り組んでいくべき課題であり、今後もさらに迅速な対応が取れるように関係機関との連携を強化していきます。また、高齢者の介護者に対して、心身の疲労の回復と介護負担の軽減を図るため、相談等の充実にも努めます。

## (6) 医療と介護の連携

### ①ターミナルケアについての取り組み

医療制度の変化により在宅で終末期を迎える人が増加する状況もあり、高齢者が安心してケアを受けることができ、安楽な終末期を過ごすことができる体制づくりが必要となっています。

本市においては、医師不足の影響から医療系サービスを充足させることが容易ではありませんが、終末期を迎えた高齢者が在宅で安心してケアを受けることができるよう、医療機関、訪問看護、在宅療養支援診療所等関係機関と連携を図りながら体制づくりに努めます。

## (7) 高齢者に配慮した住まいの確保

### ①施設福祉サービスの充実

生活環境上の理由や経済的な理由などから、自宅での生活が困難な方に養護老人ホームにおいて日常生活に必要なサービスを提供します。

### ②住まいの確保

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯となっても、できるかぎり住み慣れた地域で安心して居住できる住まいを確保するために、国は「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を改正し、「サービス付き高齢者向け住宅」制度の取り組みを始めています。本市内には、「適合高齢者専用賃貸住宅」が3施設あり、平成24年度には「サービス付き高齢者向け住宅」へ移行となります。見守りや支援が必要となった高齢者が、安心して暮らすことができるよう、情報提供に努めます。

## 第4節 安心して利用できる介護サービスの基盤整備を目指して

### 1 安心して利用できる介護サービスの提供

#### (1) 介護保険サービスの充実

介護保険制度の浸透により、介護保険サービスを提供する体制が急速に整備されてきましたが、今後も、介護保険の安定的な運営とサービスの質の向上のために、事業者への情報提供や指導体制を充実し、介護サービスに携わる人材の育成と資質向上を図るとともに、介護が必要になっても安心して暮らしていけるサービス基盤の充実を図ります。

第5期計画における、各サービスの事業量の見込みは以下のとおりです。

#### ① 居宅サービス

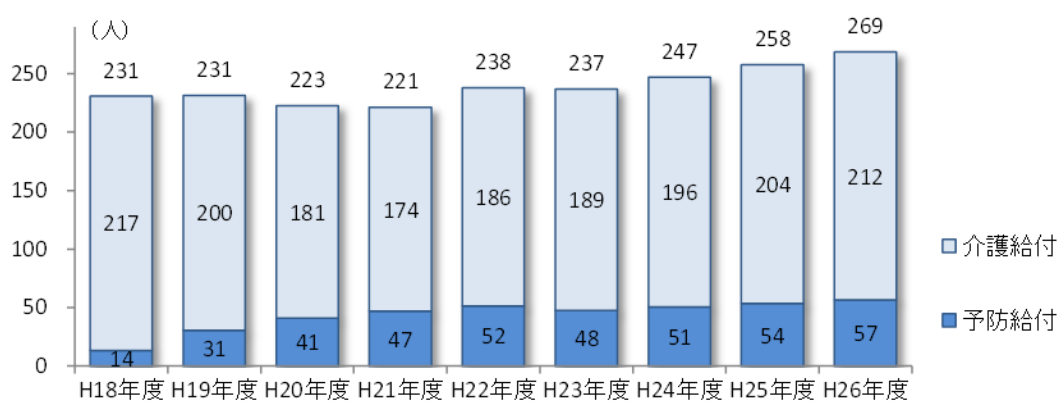
居宅サービスは要支援1・2の方に提供される予防給付、要介護1～5の方に提供される介護給付があります。

高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、居宅サービスの充実を図ります。

#### 1) 訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

居宅において、介護福祉士やホームヘルパーにより、入浴・排泄・食事など、介護その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

<月平均利用者数の推移と見込み>



※平成18～23年度は実績（国保連合会給付情報）、平成24～26年度は見込み。

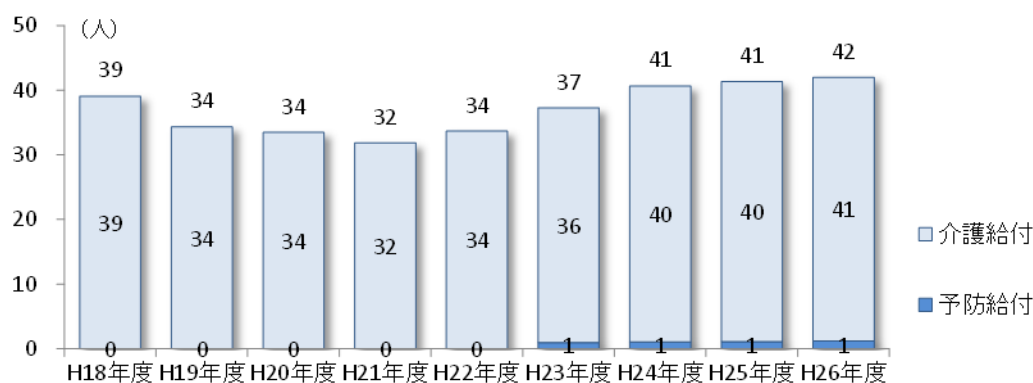
平成18～22年度実績は12か月の平均値、平成23年度は7か月の平均値。以下同じ。

※「月平均利用者数」は年間利用者数を12で除した値。小数点以下の人数であるため、内訳の合計が合わない場合がある。

## 2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

居宅において、浴槽を提供して行われる入浴の介護で、身体の清潔保持や心身機能の維持を図るサービスです。

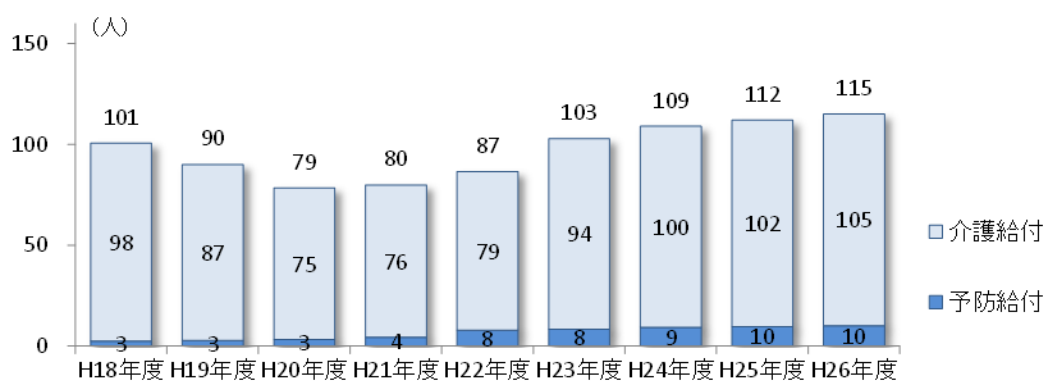
<月平均利用者数の推移と見込み>



## 3) 訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にある要介護者などの居宅を看護師などが訪問し、療養生活の支援や心身機能の維持・回復、または必要な診療の補助を行うサービスです。

<月平均利用者数の推移と見込み>

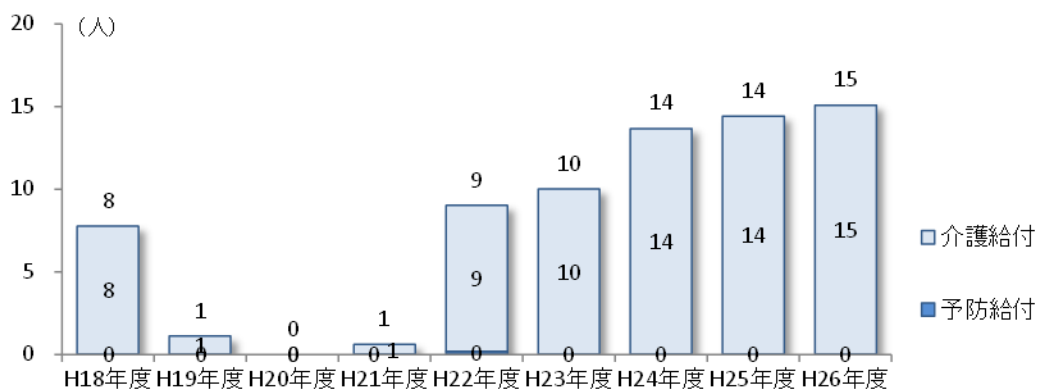




#### 4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

病状が安定期にある要介護者などの居宅を理学療法士や作業療法士などが訪問し、その心身機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

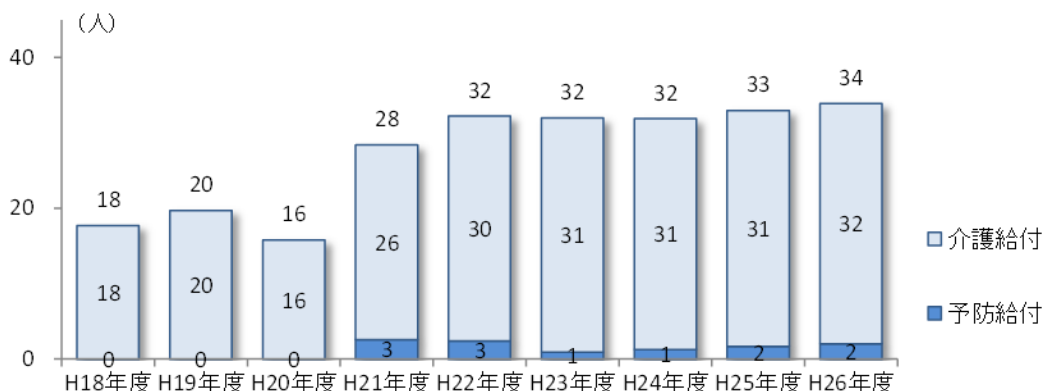
<月平均利用者数の推移と見込み>



#### 5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

病院・診療所・薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが通院困難な要介護者などの居宅を訪問し、療養生活の質の向上を図るため、療養の管理・指導を行うサービスです。

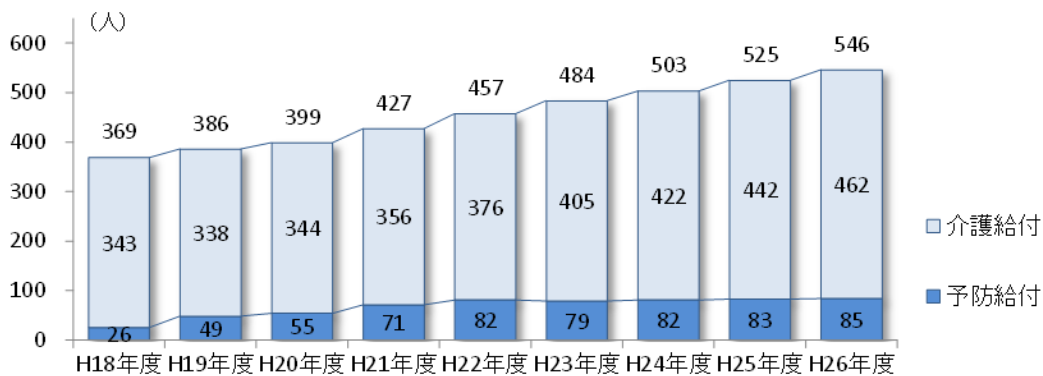
<月平均利用者数の推移と見込み>



## 6) 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

介護老人福祉施設や老人デイサービスセンターなどにおいて、居宅要介護者などに入浴や食事の提供、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消、心身の機能維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

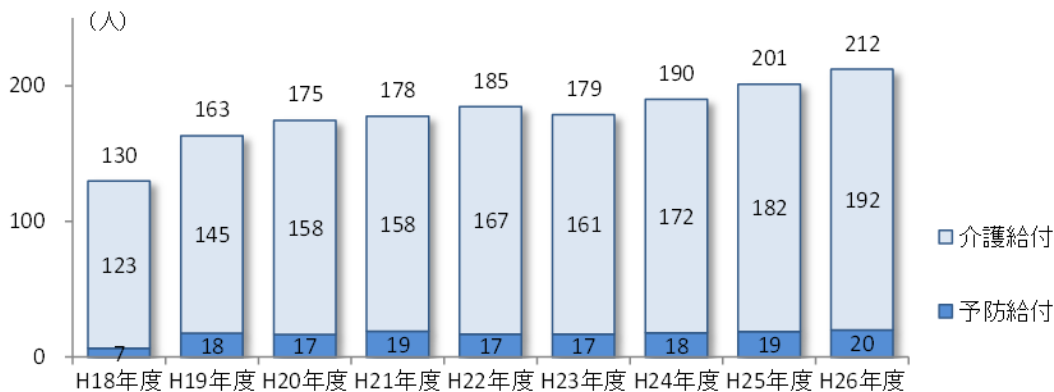
<月平均利用者数の推移と見込み>



## 7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設・病院・診療所において、居宅要介護者などの心身機能の回復を図り、日常生活の自立を支援するために理学療法士・作業療法士などが必要なりリハビリテーションを行うサービスです。

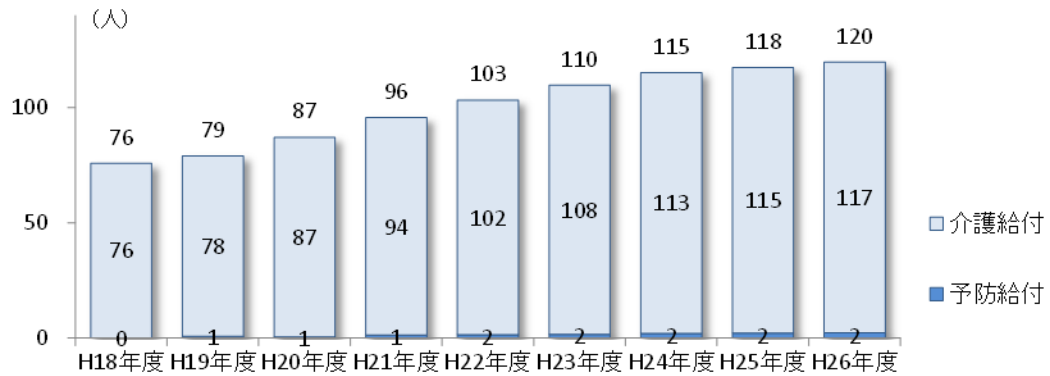
<月平均利用者数の推移と見込み>



8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに居宅要介護者などが短期間入所し、入浴・排泄・食事などの日常生活の介護と機能訓練（レクリエーション）などを行うサービスです。

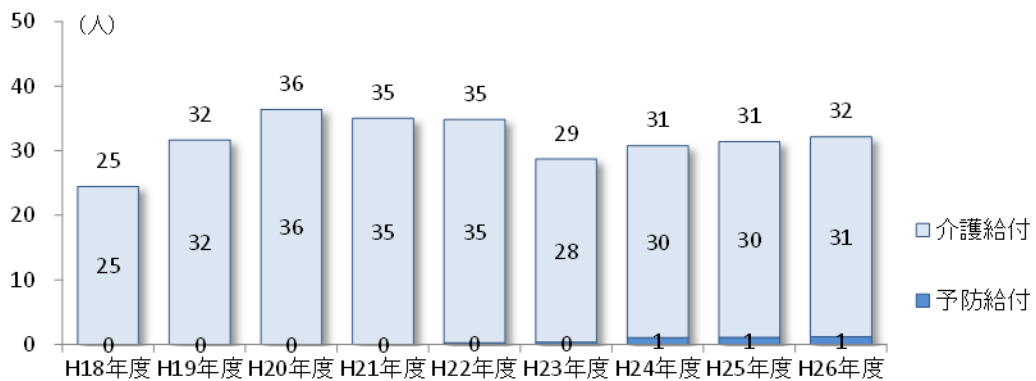
<月平均利用者数の推移と見込み>



9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や医療系の施設などに居宅要介護者などが短期間入所し、医療的に観た治療や療養、介護、機能訓練、治療や看護などを行うサービスです。

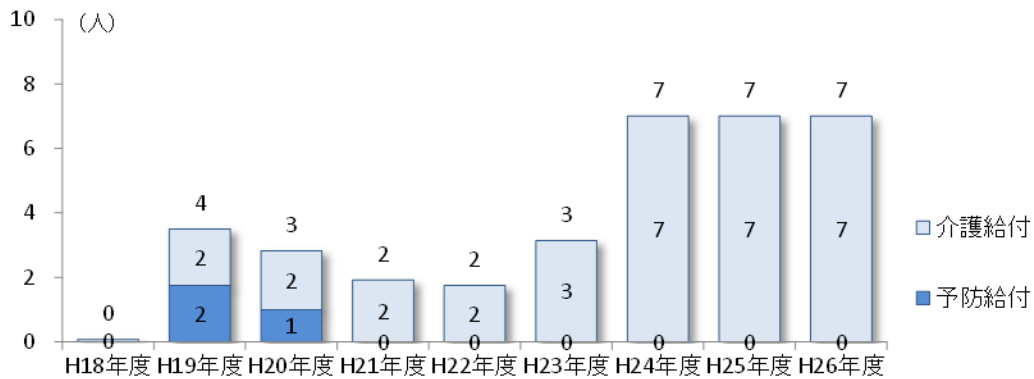
<月平均利用者数の推移と見込み>



### 10) 特定施設入所者生活介護・介護予防特定施設入所者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどで特定施設の指定を受けた施設に入所している要介護者などに、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

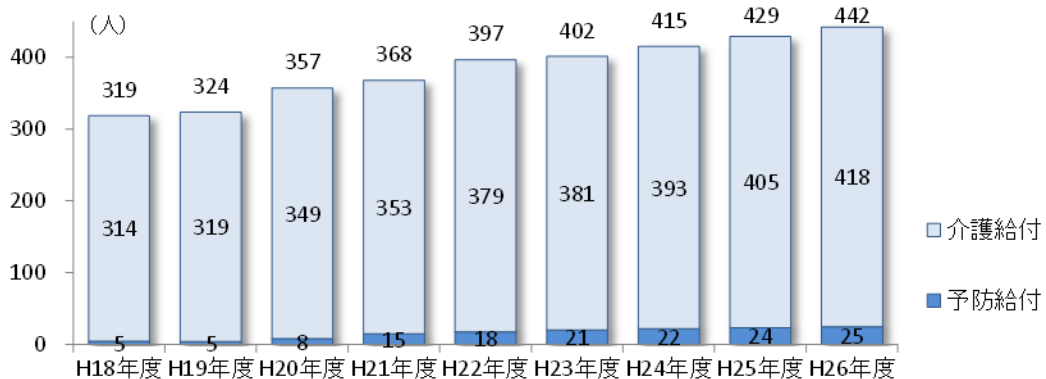
<月平均利用者数の推移と見込み>



### 11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いすや介護ベッドなど福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者介護する人の負担の軽減を図るサービスです。

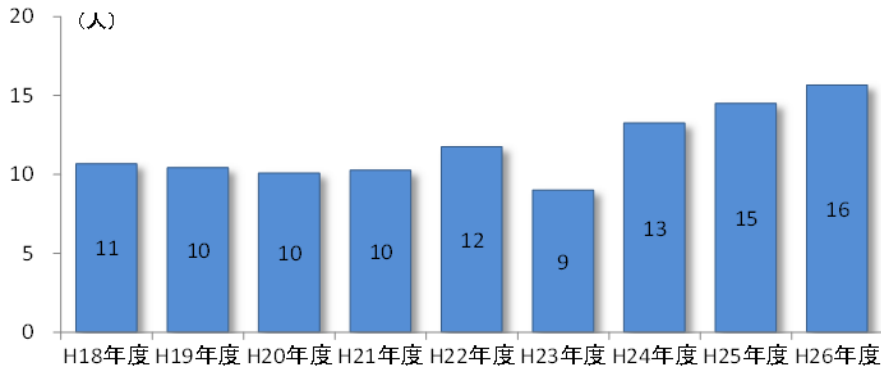
<月平均利用者数の推移と見込み>



12) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

腰掛便座や簡易浴槽など福祉用具のうち、衛生管理面や利用者の心理面から貸与になじまない用具の購入費を支給するサービスです。

<月平均利用者数の推移と見込み>

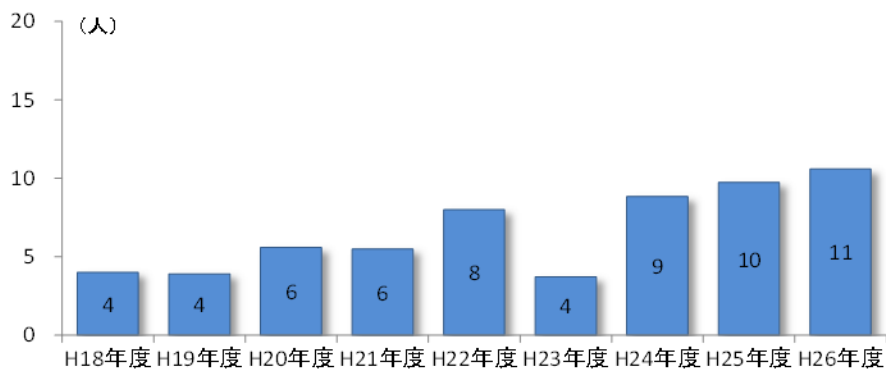


※予防給付・介護給付合計

13) 住宅改修費

居宅において介護を受ける要介護者などが、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修に必要な費用の一部を支給するサービスです。

<月平均利用者数の推移と見込み>

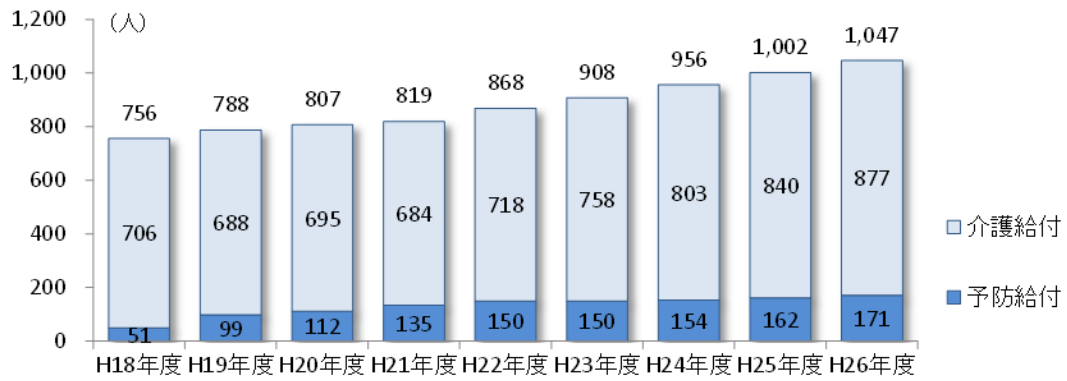


※予防給付・介護給付合計

#### 14) 居宅介護支援・介護予防支援（ケアマネジメント）

居宅サービスを適切に利用できるよう、本人や家族の希望などを受けて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス確保のために事業者などとの連絡調整、施設への紹介などを行うサービスです。

<月平均利用者数の推移と見込み>



## ②地域密着型サービス

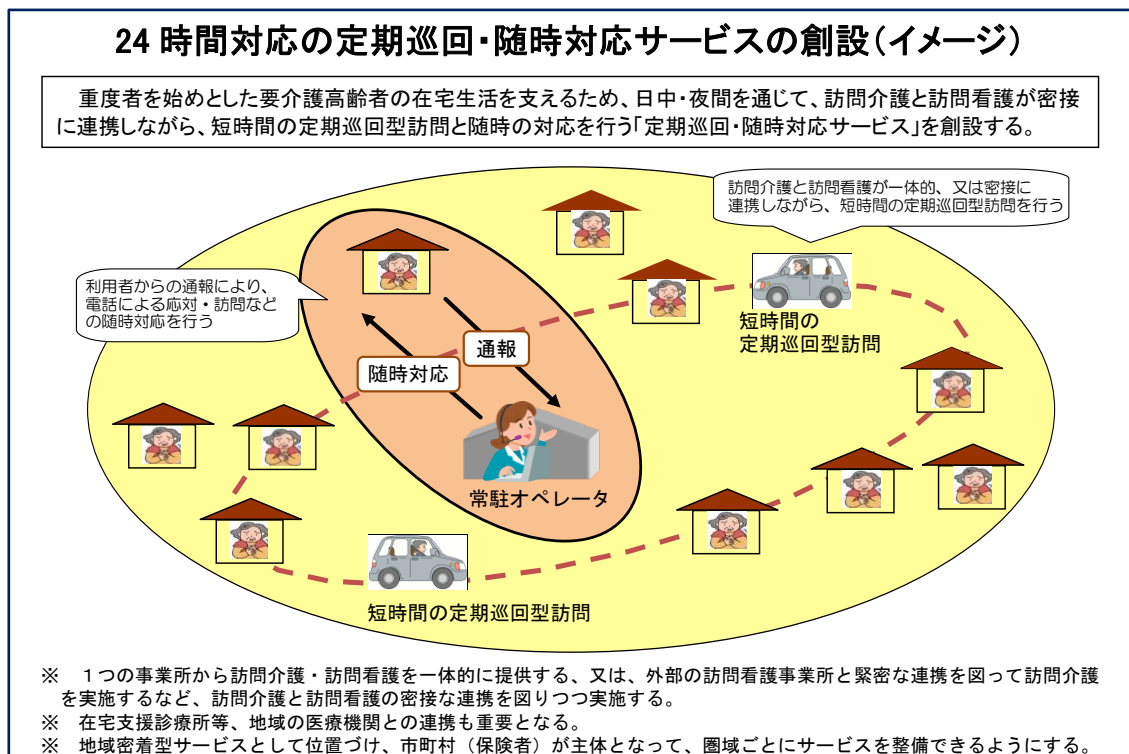
地域密着型サービスは、認知症やひとり暮らしの高齢者などが増加していく中で、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活が継続できるように、平成18年度から創設されたサービスです。利用者のニーズや地域の状況等を把握・分析しながら、サービス提供体制の確保・充実に努めます。

また、今回の制度改正においては、新たなサービスとして定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスが創設されます。本市では市民のニーズ、事業者の動向等の状況を見極めながら整備について検討を進めます。

### 1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成24年度から新たに創設されたサービスで、中重度の要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて24時間、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と通報による随時対応を行うサービスです。

医療機関との連携を図りながら実施に向けた検討を進めます。

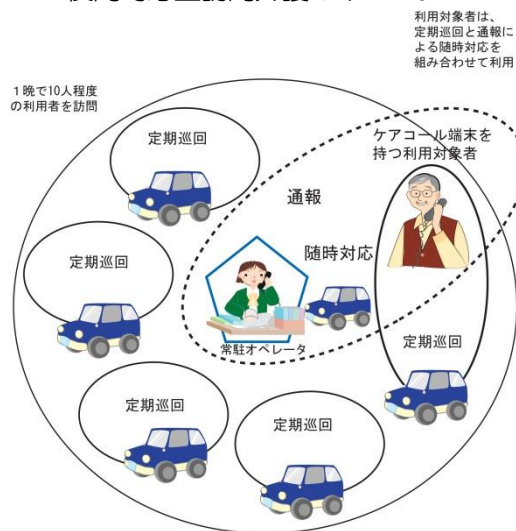


## 2) 夜間対応型訪問介護

24 時間安心して自宅で生活できる体制を整備するため、夜間の定期的巡回による訪問介護と、通報による随時対応の訪問介護を組み合わせたサービスです。

現在、市内に同サービス提供事業所はなく、今後は市民のニーズ、事業者の動向等の状況を見極めながら整備について検討を進めます。

### 夜間対応型訪問介護のイメージ

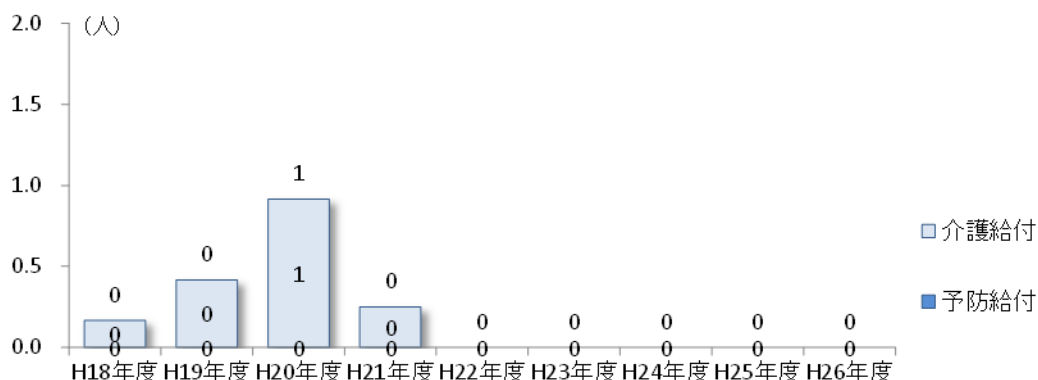


## 3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

特別養護老人ホームや老人デイサービスセンターなどの介護施設で、日常生活に必要な入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

現在、行方市内にサービス提供事業所はなく、平成 21 年度までは隣接市の同意を得てサービスを利用している人がいましたが、平成 22 年度以降は利用がないことから、第 5 期における利用はないものと見込みます。

### <月平均利用者数の推移と見込み>



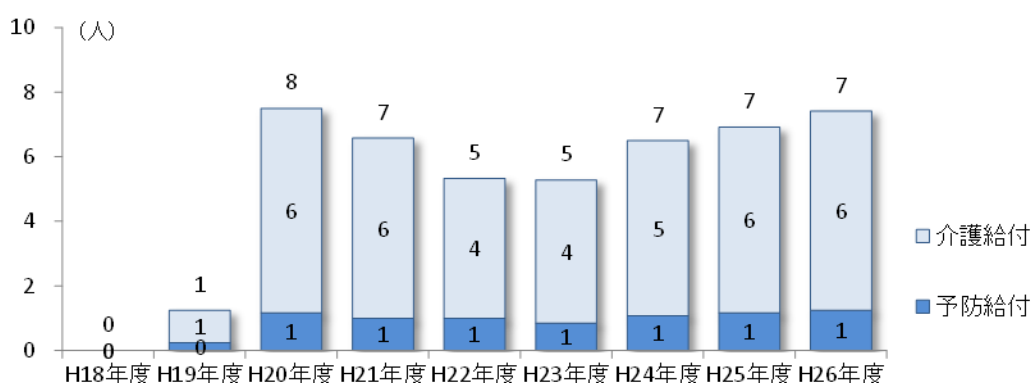


## 4) 小規模多機能居宅介護・介護予防小規模多機能居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、柔軟にサービスを提供し、在宅生活の継続を支援するサービスです。

現在、行方市内にサービス提供事業所はなく、隣接市の同意を得てサービスを利用しています。今後は市民のニーズ、事業者の動向等の状況を見極めながら整備について検討を進めます。

＜月平均利用者数の推移と見込み＞



## 日常生活圏域ごとの実績と見込み

介護給付	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
行方市	4人	5人	6人	6人
麻生地区	0人	0人	0人	0人
北浦地区	0人	0人	1人	1人
玉造地区	4人	5人	5人	5人

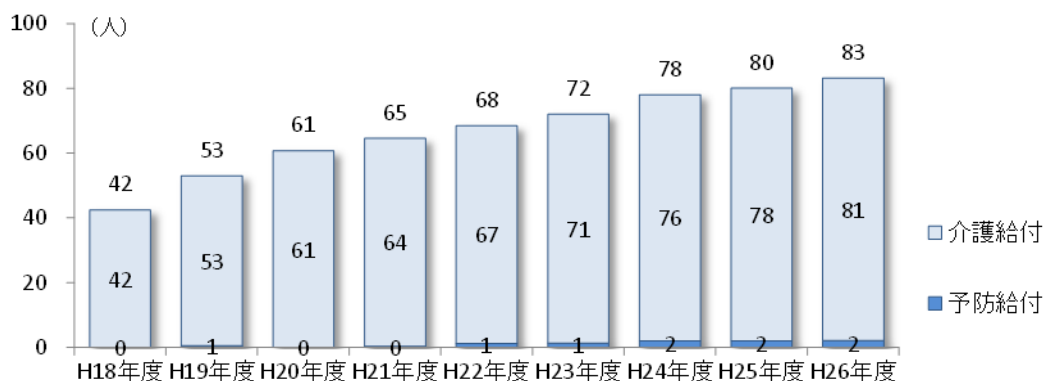
予防給付	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
行方市	1人	1人	1人	1人
麻生地区	0人	0人	0人	0人
北浦地区	0人	0人	0人	0人
玉造地区	1人	1人	1人	1人

5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護  
(グループホーム)

認知症であるものの比較的安定した状態にある要介護者が、少人数でスタッフとともに共同生活を送る住居において、入浴・排泄・食事などの介護や機能訓練を行い、利用者に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するサービスです。

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
事業所数	6 事業所	6 事業所	6 事業所	6 事業所
入所定員数	94 人	94 人	94 人	94 人

<月平均利用者数の推移と見込み>



日常生活圏域ごとの実績と見込み

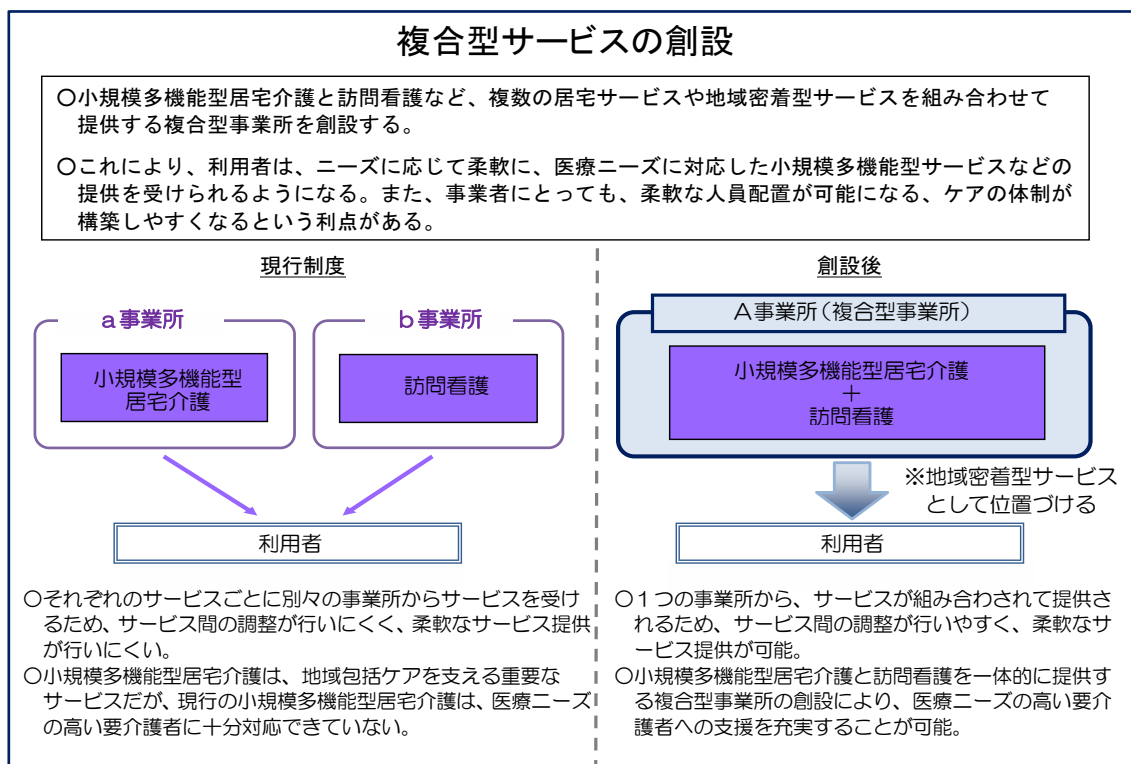
介護給付	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
行方市	71 人	76 人	78 人	81 人
麻生地区	38 人	41 人	42 人	43 人
北浦地区	10 人	11 人	11 人	12 人
玉造地区	23 人	24 人	25 人	26 人

予防給付	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
行方市	1 人	2 人	2 人	2 人
麻生地区	1 人	1 人	1 人	1 人
北浦地区	0 人	0 人	0 人	0 人
玉造地区	0 人	1 人	1 人	1 人

6) 複合型サービス

平成24年度から新たに創設されたサービスで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供します。

第5期においては利用を見込まないものとしませんが、全国的な普及の動向、利用者のニーズ等をみながら、平成27年度以降における将来的な事業展開を検討します。



### ③ 施設サービス

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の三つの施設があります。

市内の施設の整備状況は、介護老人福祉施設 226 床、介護老人保健施設 180 床があり、計 406 床となっています。（平成 23 年 12 月現在）

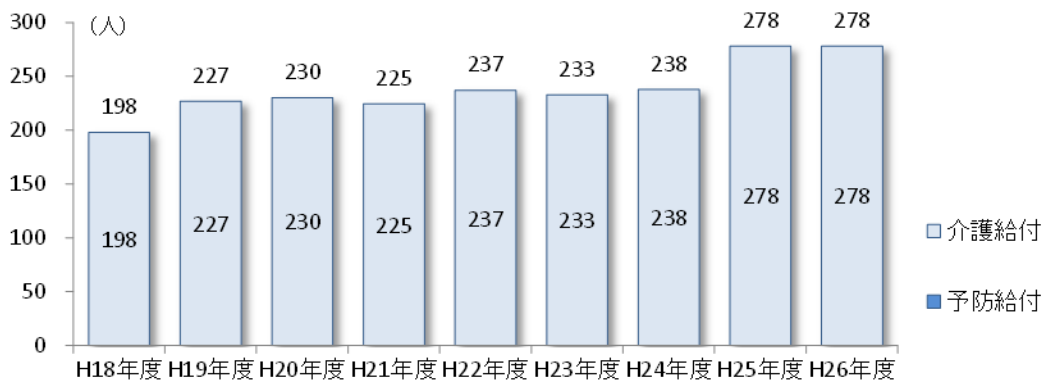
在宅で生活を続けることが困難な要介護者が、適切な施設を選択して利用できるよう、利用者ニーズや介護保険料を勘案しながら、サービスの提供体制の確保に努めます。

#### 1) 介護老人福祉施設

常時介護が必要で居宅での介護が困難な方が入所して、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行う施設です。

第5期計画では、施設入所の待機待ち解消のため、既存施設にて 40 床の増床を見込んでいます。

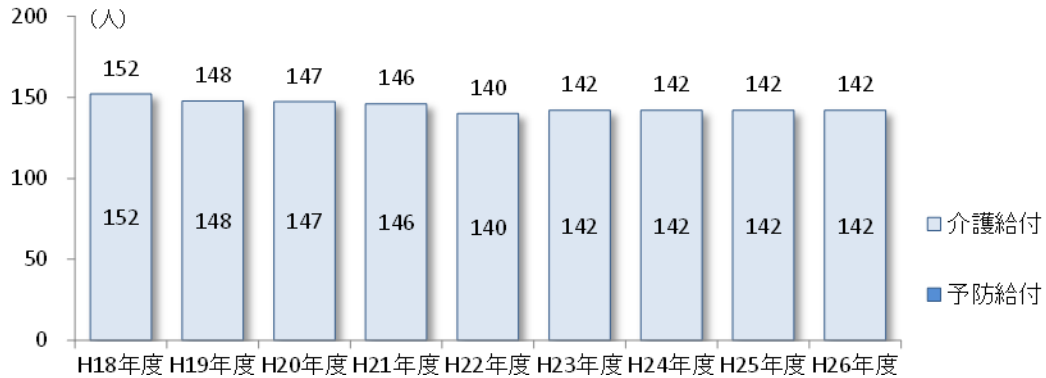
<月平均利用者数の推移と見込み>



## 2) 介護老人保健施設

病状が安定し自宅へ戻ることができるようリハビリテーションに重点をおいた医療ケアと介護が必要な方が入所して、医学的管理下での介護、機能訓練などを行う施設です。

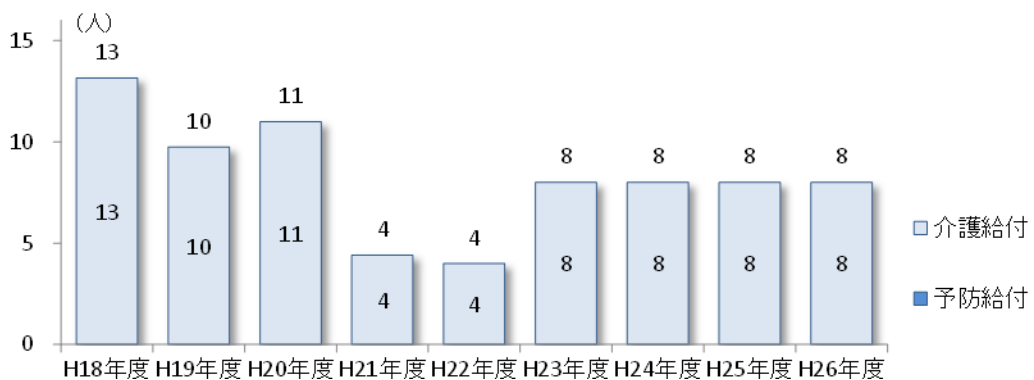
<月平均利用者数の推移と見込み>



## 3) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、継続的に医療サービスを受けながら長期の療養を必要とする方が入所して、療養上の管理、看護、機能訓練などを行う施設です。

<月平均利用者数の推移と見込み>



■第5期計画期間における年間利用回数・日数及び利用者数（介護給付）

I 介護サービス		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅サービス				
訪問介護	回数	42,798回	44,056回	45,315回
	人数	2,351人	2,445人	2,540人
訪問入浴介護	回数	2,451回	2,479回	2,508回
	人数	475人	482人	489人
訪問看護	回数	7,213回	7,404回	7,595回
	人数	1,196人	1,227人	1,259人
訪問リハビリテーション	回数	1,003回	1,045回	1,088回
	人数	164人	173人	181人
居宅療養管理指導	人数	367人	375人	382人
通所介護	回数	43,861回	45,831回	47,801回
	人数	5,062人	5,301人	5,539人
通所リハビリテーション	回数	16,204回	17,163回	18,122回
	人数	2,063人	2,182人	2,301人
短期入所生活介護	日数	14,535日	14,806日	15,077日
	人数	1,358人	1,383人	1,409人
短期入所療養介護	日数	3,996日	4,117日	4,238日
	人数	356人	363人	371人
特定施設入居者生活介護	人数	84人	84人	84人
福祉用具貸与	人数	4,718人	4,864人	5,011人
特定福祉用具販売	人数	142人	141人	139人
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0人	0人	0人
夜間対応型訪問介護	人数	0人	0人	0人
認知症対応型通所介護	回数	0回	0回	0回
	人数	0人	0人	0人
小規模多機能型居宅介護	人数	65人	69人	74人
認知症対応型共同生活介護	人数	912人	936人	972人
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	0人	0人	0人
複合型サービス	人数	0人	0人	0人
(3) 住宅改修	人数	91人	98人	105人
(4) 居宅介護支援	人数	9,634人	10,076人	10,519人
(5) 介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	人数	2,856人	3,336人	3,336人
介護老人保健施設	人数	1,704人	1,704人	1,704人
介護療養型医療施設	人数	96人	96人	96人
療養病床からの転換分	人数	0人	0人	0人

## ■第5期計画期間における年間利用回数・日数及び利用人数（予防給付）

Ⅱ 介護予防サービス		平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問介護	人数	611人	646人	682人
介護予防訪問入浴介護	回数	52回	56回	59回
	人数	13人	14人	15人
介護予防訪問看護	回数	552回	579回	606回
	人数	113人	117人	122人
介護予防訪問リハビリテーション	回数	0回	0回	0回
	人数	0人	0人	0人
介護予防居宅療養管理指導	人数	16人	21人	25人
介護予防通所介護	人数	978人	997人	1,015人
介護予防通所リハビリテーション	人数	218人	231人	245人
介護予防短期入所生活介護	日数	126日	131日	137日
	人数	25人	27人	28人
介護予防短期入所療養介護	日数	65日	69日	74日
	人数	13人	14人	15人
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	0人	0人	0人
介護予防福祉用具貸与	人数	267人	283人	298人
特定介護予防福祉用具販売	人数	16人	32人	48人
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回数	0回	0回	0回
	人数	0人	0人	0人
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	13人	14人	15人
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	25人	25人	26人
(3) 住宅改修	人数	17人	22人	27人
(4) 介護予防支援	人数	1,843人	1,945人	2,048人

## (2) 介護保険サービスの質の向上

介護保険制度が市民生活に定着する一方で、高齢者人口の増加により、介護保険サービスを利用する人は今後さらに増加し、介護給付費は確実に増大していくことが見込まれます。

介護保険制度を円滑に運営するためには、限られた財源を効果的に使用して真に介護を必要とする利用者に適切なサービスを供給する必要があります。適切な介護サービスの確保に取り組むとともに、サービス事業者がより質の高いサービスを提供できるよう支援します。

### ①制度周知等の推進

介護保険制度及び高齢者福祉サービス等の普及並びに利用促進を図るため、広報紙や市のホームページなどを広く活用して高齢者に関する情報の提供を行うとともに、パンフレットを作成・活用し、高齢者支援事業や介護保険事業等の周知・啓発を進めます。

### ②相談・苦情対応の強化

市民がより円滑に、よりよいサービスを利用することができるよう、介護保険制度における認定からサービス内容に関することまで、地域包括支援センター、市窓口、社会福祉協議会、民生委員等が連携しながら、相談・苦情処理体制の強化に努めます。

また、市での対応が難しい苦情、市域を超えた広域的な苦情等については、近隣市町村や県・茨城県国民健康保険団体連合会等と連携し、適切な問題解決を図ります。市やサービス等苦情処理機関である国民健康保険団体連合会の指導に従わない場合など悪質な事業者に対しては、県と連携を図りながら厳正に対処します。

### ③サービス評価システムの構築

すべての利用者に良質なサービスを公平に提供するため、介護サービス事業者の自己評価や第三者評価の実施を促進します。

また、介護サービス事業者が情報交換を行える機会を設けるとともに、研修会を通してサービス提供事業者としての質の向上を図ることを支援します。

### ④介護給付等費用適正化事業

真に必要なサービスが受けられるよう要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適切化（ケアプランチェックや住宅改修等の点検）、事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化（医療情報との突合、縦覧点検）への取り組みを進める必要があります。



介護保険事業を持続させていくためには、介護給付の適正化の必要性を踏まえて、国から示された「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための指針」や「茨城県介護給付適正化プログラム」に基づき、介護給付適正化の取り組みを計画的に進めます。

#### ⑤介護サービス事業者への指導・助言及び支援

介護事業者については、介護保険法上、各事業所における満たすべき基準が定められています。平成 18 年度から、市町村にサービス事業者等への立ち入り調査権が認められるなど、市町村の役割・権限が強化され、また、都道府県による介護保険施設等の指定にあたって、市町村に対し意見を求めることが義務付けられました。

さらに、地方分権改革に伴い、平成 24 年度からは地域密着型サービスの指定基準の市の条例化が義務付けられるなど、介護保険法および社会福祉関係法令が改正され、市町村に一部事務の権限が移譲されます。

こうした市町村の役割の拡大を踏まえ、事業者の指定や指導を通じて、介護サービスの質の維持・向上を図ります。

また、介護サービス事業者に対し、利用者から寄せられた相談や苦情について適切に対応するとともに、改善に向けた指導・助言を行い、必要に応じ県や国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、その解決に向け対応します。

#### ⑥介護支援専門員への指導及び支援

介護支援専門員は、介護保険制度の要として、個々の利用者の状況に応じて、介護ニーズを把握したうえでケアプラン（居宅サービス計画）を作成し、利用者本位の適切なサービス利用につなげるという重要な役割を担っています。

第3期計画では、介護支援専門員が自主的に学習できる機会を設けるため、連絡協議会設立を支援し、市主体の連絡会では行えなかった専門知識やケアマネジメント能力向上のための研修会の実施が可能となりました。

第4期計画では、介護支援専門員連絡協議会が、研修会を自主的に行えるよう支援しています。また、実務経験を有する介護支援専門員に対して「主任介護支援専門員」の認定研修受講を促進し、平成 23 年度は 16 人に増え、連絡協議会の中核として活躍しています。

さらに、介護支援専門員からの困難事例の相談を受け、同行訪問や虐待対応を行っています。

今後も、介護支援専門員への指導・支援により包括的・継続的マネジメントに向けた資質の向上や業務内容の充実を図ります。

### (3) 特別給付の実施

#### ①紙おむつ支給サービスの実施

第4期計画では、在宅介護サービスの充実と一層の利用促進を目指し、市町村特別給付として、要介護1～5の方に紙おむつ・介護用シーツ・清拭用品の支給サービスを実施しましたが、特別給付費が第1号被保険者の保険料のみにより成り立っていることから、保険料の軽減、給付費の抑制等を勘案しながら、市町村特別給付費のあり方を検討してきました。

第5期計画では、要介護者の自立支援のためには必要なサービスであるとの判断に立ち、紙おむつ・補助パットのみの給付として継続実施します。

### (4) 低所得の利用者負担の軽減

経済的な理由で必要なサービスを受けられないことがないように、低所得者の経済的負担軽減策を実施していくとともに、各種制度についての周知を図ります

#### ①特定入所者介護（予防）サービス費給付

施設サービスの居住費や食費等の利用者負担額が、世帯の所得状況等により設定された利用限度額を超えた場合、超えた分を特定入所者介護（予防）サービス費として支給します。

#### ②高額介護サービス費給付

1か月の間に利用した介護保険サービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯の合算）が、世帯の所得状況等により設定された一定の上限を超えた場合、超えた分を高額介護（予防）サービス費として支給します。

#### ③高額医療合算介護サービス費給付

1年間（8月～翌年7月）に利用した医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、世帯の所得状況等により設定された一定の上限を超えた場合、超えた分を高額合算介護（予防）サービス費として支給します。

#### ④社会福祉法人等による利用者負担軽減に対する助成

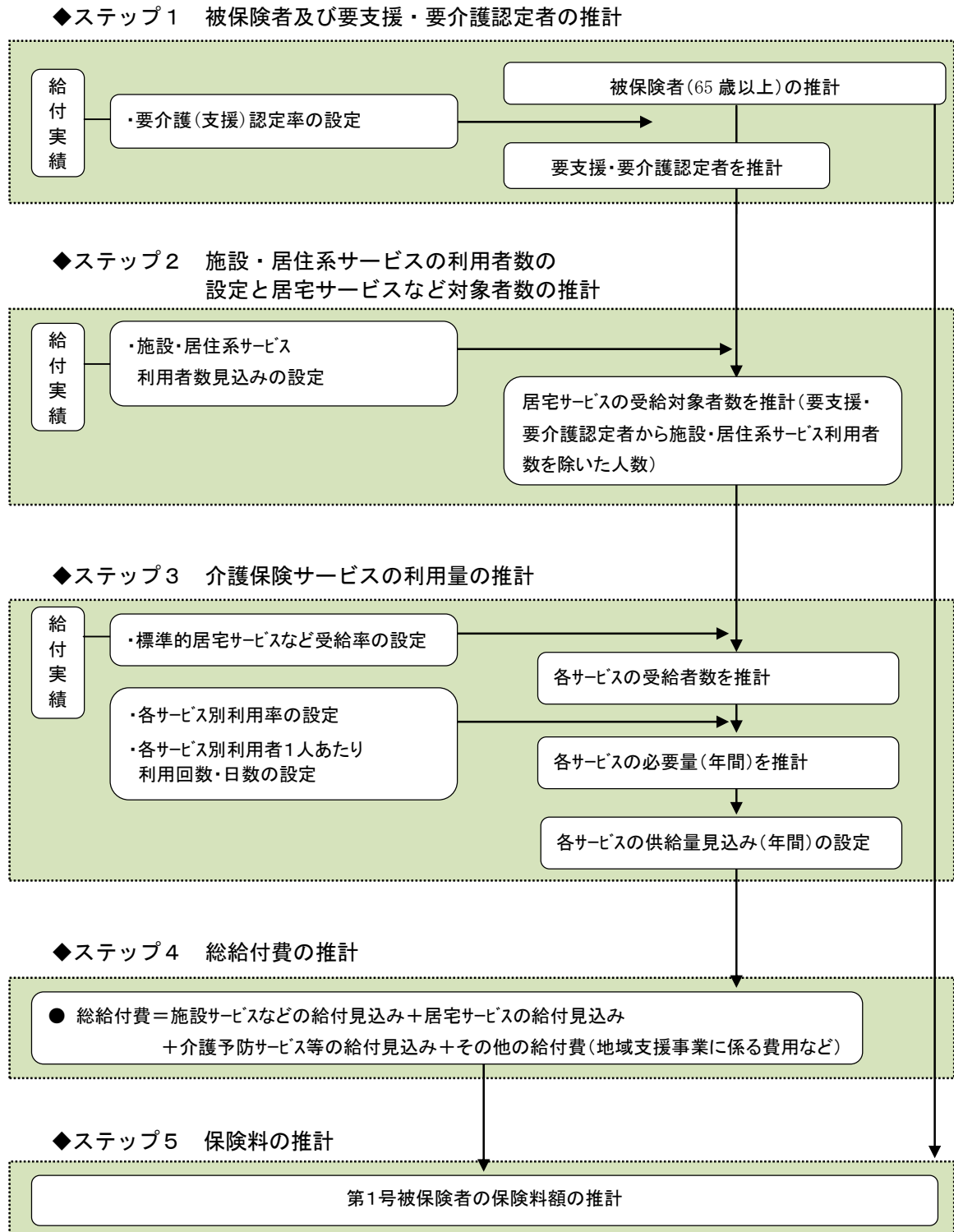
介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、低所得で生計が困難な方に対し、その負担を軽減して介護保険サービスを提供する場合、その軽減する負担の一部を市が助成することにより、介護保険サービスの利用を促進します。

## 第5章 計画の円滑な推進

### 第1節 介護保険事業会計の運営の方向性

#### 1 給付費等の見込みの考え方

第5期計画期間における第1号被保険者の保険料額の推計の算定手順は以下のとおりです。



## 2 介護保険給付費の見込み

### (1) 総給付費

第5期計画期間における、介護保険給付費と予防給付費の合計である総給付費の見込みは以下のとおりです。

I 介護サービス	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	115,894千円	119,108千円	122,322千円
訪問入浴介護	27,674千円	27,992千円	28,311千円
訪問看護	46,409千円	47,376千円	48,342千円
訪問リハビリテーション	2,826千円	2,946千円	3,066千円
居宅療養管理指導	2,533千円	2,594千円	2,655千円
通所介護	368,387千円	382,787千円	397,187千円
通所リハビリテーション	144,253千円	152,246千円	160,239千円
短期入所生活介護	121,167千円	122,989千円	124,811千円
短期入所療養介護	41,905千円	43,024千円	44,142千円
特定施設入居者生活介護	16,357千円	16,357千円	16,357千円
福祉用具貸与	60,938千円	61,915千円	62,892千円
特定福祉用具販売	3,260千円	3,254千円	3,247千円
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0千円	0千円	0千円
夜間対応型訪問介護	0千円	0千円	0千円
認知症対応型通所介護	0千円	0千円	0千円
小規模多機能型居宅介護	10,484千円	11,254千円	12,024千円
認知症対応型共同生活介護	219,837千円	225,502千円	234,180千円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0千円	0千円	0千円
複合型サービス	0千円	0千円	0千円
(3) 住宅改修	8,942千円	9,626千円	10,311千円
(4) 居宅介護支援	122,733千円	127,898千円	133,063千円
(5) 介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	663,297千円	776,942千円	784,631千円
介護老人保健施設	455,191千円	455,191千円	466,322千円
介護療養型医療施設	30,207千円	30,207千円	30,207千円
療養病床からの転換分	0千円	0千円	0千円
介護サービスの総給付費(小計)→(I)	2,462,293千円	2,619,207千円	2,684,309千円

Ⅱ 介護予防サービス	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問介護	10,915千円	11,553千円	12,192千円
介護予防訪問入浴介護	401千円	430千円	459千円
介護予防訪問看護	2,706千円	2,832千円	2,959千円
介護予防訪問リハビリテーション	0千円	0千円	0千円
介護予防居宅療養管理指導	74千円	93千円	113千円
介護予防通所介護	33,866千円	34,845千円	35,823千円
介護予防通所リハビリテーション	9,086千円	9,692千円	10,298千円
介護予防短期入所生活介護	686千円	718千円	751千円
介護予防短期入所療養介護	439千円	471千円	503千円
介護予防特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円
介護予防福祉用具貸与	1,185千円	1,263千円	1,342千円
特定介護予防福祉用具販売	364千円	728千円	1,091千円
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0千円	0千円	0千円
介護予防小規模多機能型居宅介護	979千円	1,051千円	1,122千円
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,821千円	5,943千円	6,067千円
(3) 住宅改修	1,669千円	2,294千円	2,919千円
(4) 介護予防支援	7,724千円	8,155千円	8,587千円
介護予防サービスの総給付費(小計)→(Ⅱ)	75,914千円	80,070千円	84,227千円
総給付費(Ⅰ)+(Ⅱ)	2,538,207千円	2,699,277千円	2,768,536千円

## (2) 標準給付費

総給付費にその他給付費を加えた標準給付費の見込みは以下のとおりです。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総給付費(Ⅰ)+(Ⅱ)	2,538,207,311円	2,699,277,267円	2,768,536,143円
特定入所者介護サービス費等給付額	150,854,000円	162,922,000円	175,956,000円
高額介護サービス費等給付額	45,843,000円	47,676,000円	49,583,000円
高額医療合算介護サービス費等給付額	10,000,000円	11,000,000円	12,100,000円
算定対象審査支払手数料	3,298,765円	3,496,645円	3,706,425円
合計＝標準給付費見込額	2,748,203,076円	2,924,371,912円	3,009,881,568円

### (3) 特別給付費の見込み

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特別給付費	24,145,000 円	24,869,000 円	25,615,000 円
利用者数	5,889 人	6,066 人	6,247 人

### (4) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費は、介護予防事業や包括的支援事業などにより、予防重視型の施策展開を図るための事業費で、事業総額は、各年度の標準給付費（審査支払手数料を除く）の3%を上限とする範囲内で見込むこととされています。

第5期計画期間における地域支援事業費の見込みは以下の表のとおりです。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域支援事業費(B)	74,112,416円	78,863,632円	81,166,729円
保険給付費見込額に対する割合	2.7%	2.7%	2.7%

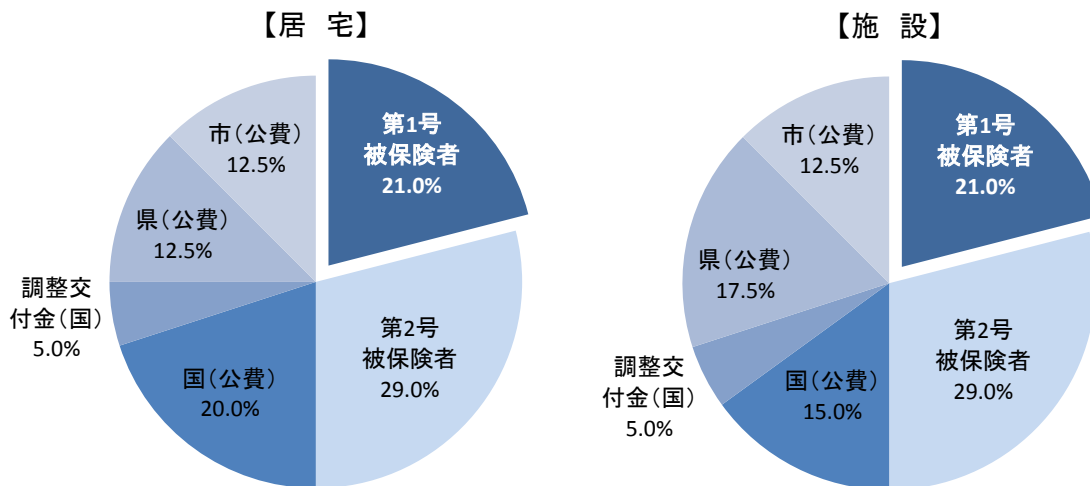
## 3 第1号被保険者の介護保険料の設定

### (1) 保険給付費の財源構成

介護保険事業費は、市の一般会計とは別に介護保険特別会計で運営されています。

介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%）を除いた標準総給付費について、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として21%を第1号被保険者、29%を第2号被保険者（40～64歳）が負担することになります。

#### ■保険料給付費の財源構成



#### 4 介護保険料の設定

介護保険給付費と地域支援事業費などの見込みから、第5期計画期間中に必要となる第1号被保険者の保険料の総額である「保険料収納必要額」は、1,565,471,796円と見込みます。

なお、保険料の上昇を抑制するために、介護給付費支払準備基金を活用します。介護給付費支払準備基金については、本来当該基金が造成された期における被保険者に還元されるべきものであり、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものとされており、本市でも第4期の基金残高を第5期の歳入として繰り入れることとします。

また、介護保険料率の抑制などを目的に介護保険法の一部改正が行われ、茨城県において設置されている財政安定化基金を取り崩し、歳入財源とします。

さらに、低所得者層の負担軽減のため、保険料の設定について検討を行った結果、第5期においては、新たに課税層の所得段階区分を全体として8段階（特例第4段階を含め実質9段階）に細分化して、段階に応じて0.5～1.7倍の負担調整を行います。

第5期計画期間における本市の第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の基準額である所得段階第4段階の介護保険料は、年額52,560円（月額4,380円）とします。

所得段階別の第1号被保険者介護保険料

区分	所得段階	保険料額 (月額)	保険料額 (年額)	基準額に 対する 負担割合
第1段階	生活保護受給者または、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税	2,190円	26,280円	0.50
第2段階	世帯全員が市民税非課税（本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下）	2,190円	26,280円	0.50
第3段階	世帯全員が市民税非課税（第1段階、第2段階以外）	3,285円	39,420円	0.75
第4段階 の特例	第4段階のうち、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	4,160円	49,930円	0.95
第4段階	本人が市民税非課税 （世帯内に市民税課税者がいる場合）	4,380円	52,560円	1.00
第5段階	本人が市民税課税で、合計所得金額125万円未満	5,475円	65,700円	1.25
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額125万円以上200万円未満	5,912円	70,950円	1.35
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満	6,570円	78,840円	1.50
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額300万円以上	7,446円	89,350円	1.70

※ 保険料額は年額で決定するため、月額はいくまで目安であり、実際の徴収額とは異なります。

■ 所得段階別の保険料設定区分

第4期の考え方				第5期の考え方		
段階	料率	所得等の状況		段階	料率	所得等の状況
第1段階	0.5	次のいずれかに該当する方 ・生活保護を受給されている方 ・世帯全員が市民税非課税で、 老齢福祉年金を受給されている方	市民税非課税世帯	第1段階	0.5	次のいずれかに該当する方 ・生活保護を受給されている方 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉 年金を受給されている方
第2段階	0.5	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		第2段階	0.5	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	0.75	第1段階、第2段階に該当しない方		第3段階	0.75	第1段階、第2段階に該当しない方
第4段階	1	1.0 本人が市民税非課税の方	市民税課税世帯	第4段階の特例	0.95	本人が市民税非課税者で、前年の課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方
第5段階	1.25	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方		第4段階	1	本人が市民税非課税者で、前年の課税年金収入額と合計所得金額が第4段階（特例段階）に該当しない方
第6段階	1.5	本人が市民税課税で、前年の合計所得額が200万円以上の方		第5段階	1.25	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円未満の方
				第6段階	1.35	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方
				第7段階	1.5	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
			第8段階	1.7	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	



## 第2節 計画の推進

### 1 計画の進行管理

---

各年度において、サービスの種類ごとの利用状況等、計画の実施状況について、状況等を把握し、実施状況が計画と大きく異なる場合には、その原因を追究するとともに、適切な対応策を検討します。

### 2 実施状況の報告及び意見聴取

---

介護保険事業の運営が市民の意見に十分に反映しながら、円滑に、かつ適切に行われるように、行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会により、サービスの種類ごとの利用状況等、計画の実施状況について、計画の実施及び進捗状況の点検・評価を行い、制度の充実に向けて取り組みます。

## 資 料

### I 行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 委員名簿

所 属 団 体	氏 名	備 考
水郷医師会	湯 原 孝 典	委員長
水郷医師会	羽 生 一 朗	
歯科医師会鹿行支部	新井田 俊 雄	
歯科医師会鹿行支部	高 野 秀 勝	
薬剤師会鉾田支部	甲 谷 亘	副委員長
特別養護老人ホーム きたうら	菊 地 直	
介護老人保健施設 かすみがうら	川 上 昌 紀	
特別養護老人ホーム 玉寿荘	郡 司 昌 弘	
特別養護老人ホーム 朝霞荘	朝 倉 崇	
特別養護老人ホーム あそうの郷	出 頭 秀 也	
介護老人保健施設リヒトハウス北浦	埴 晃 江	
水郷医師会訪問看護ステーション	五十嵐 いつ子	
被保険者代表	前 野 芳 江	
被保険者代表	金 山 榮 伸	
被保険者代表	岡 見 史 朗	
学識経験者	永 作 忠 一	
学識経験者	五十野 道 夫	
学識経験者	須 貝 禧 則	
理学療法士	飯 塚 ひとみ	
高齢者グループホーム ほたるの里	高 城 敬	

## Ⅱ 行方市介護保険事業計画策定委員会及び行方市高齢者福祉計画策定委員会設置要項

平成17年9月2日

告示第84号

改正 平成22年10月29日告示第79号

(題名改称)

(設置)

第1条 介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を策定するため、行方市介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 策定委員会は、行方市高齢者福祉計画策定委員会を兼ねるものとする。

(平22告示79・一部改正)

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく事項を所掌する。

(平22告示79・一部改正)

(組織)

第3条 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師会
- (2) 歯科医師会
- (3) 薬剤師会
- (4) 老人福祉施設
- (5) 老人保健施設
- (6) 在宅福祉サービス提供機関
- (7) 被保険者代表
- (8) 学識経験者
- (9) その他市長が必要と認めるもの

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平22告示79・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、介護福祉課において行う。

(平22告示79・一部改正)

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年9月2日から施行する。

附 則 (平成22年告示第79号)

この告示は、公表の日から施行する。

# 日常生活圏域ニーズ調査調査票

## はじめに

平素より行方市の保健福祉事業につきましては、ご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、行方市では、来年度、高齢者の保健福祉の総合的な施策の方向性を示す「第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定する予定です。つきましては、皆様の保健福祉に関わる生活状況や意向を踏まえ、計画づくりを進めるためにアンケート調査を実施することとなりました。

お忙しいところ誠に恐縮に存しますが、上記趣旨をご理解の上、ご回答いただけますようお願い申し上げます。

この調査は介護予防事業や高齢者実態把握の基礎データとするとともに、記名式で行うことにより、ご回答いただいた方のご相談に応じる際のサポート資料となります。

また、ご回答いただいた調査票は皆様にとって大切な個人情報であるという認識にたち、行方市個人情報保護条例に基づき適正な取扱いを行います。

平成23年7月

行方市長 伊藤 孝一

## 記入に際してのお願い

- この調査の対象者は、平成23年6月1日現在、65歳以上の方です。
- ご回答にあたっては表紙ラベルのあて名ご本人にお答えいただけます。ご本人が回答することが困難な場合は、ご本人からの聞き取りにより、ご家族の方等がご記入いただけますようお願いいたします。
- ご回答にあたっては質問をよくお読みいただき、該当する番号を○で囲み、数字を記入する欄は右詰め（例  6  2 kg）でご記入ください。
- この調査で使う用語の意味は、以下の通りです。  
介護…介護保険のサービスを受けている場合のほか、認定を受けていない場合でも、常時ご家族などの援助を受けている状態  
介助…ご自分の意思により、一時的に他人に援助を頼んでいる状態
- この調査についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。
- 調査票記入後は、同封の返信用封筒に入れてお送りください。

問合せ先 行方市役所介護福祉課（玉造庁舎）  
電話 0299-55-0111

(宛名ラベル)

## ★日常生活圏域ニーズ調査★ 【調査票】

調査票記入後は、同封の返信用封筒に入れて、7月15日（金）までに投函してください。

記入日	月	日
調査票を記入されたのはどなたですか。○をつけてください。		
1. あて名のご本人が記入		
2. ご家族が記入 (あて名のご本人からみられた姓柄 )		
3. その他		

※以下はあて名のご本人の情報を記入してください。

電話番号	-		
年齢・性別	( ) 歳	男・女	
生年月日	大正・昭和	年 月 日	

行方市介護福祉課

質問の該当する答えの番号に○をつけ、数字記入欄は数字を記入してください。

**問1 あなたのご家族や生活状況について**

Q1 家族構成をお答えください 1. 一人暮らし 2. 家族などと同居（二世帯住宅を含む） 3. その他（施設入居など） ⇒ <u>Q2</u> △ ⇒ <u>Q1-1, 2</u> △
(家族などと同居されている方のみ) Q1-1 ご自分を含めて何人で暮らしていますか また、同居されている方はあなたですか（いくつでも） 1. 配偶者（夫・妻） 2. 息子 3. 娘 4. 子の配偶者 5. 孫 6. 兄弟・姉妹 7. その他
Q1-2 (家族などと同居されている方のみ) 日中、一人になることがありますか 1. よくある 2. たまにある 3. ない
Q2 あなたは、普段の生活でどのような介護・介助が必要ですか 1. 介護・介助は必要ない ⇒ <u>Q3</u> △ 2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない ⇒ <u>Q2-1</u> △ (記入後 <u>Q3</u> △) 3. 現在、何らかの介護を受けている (介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む) ⇒ <u>Q2-1</u> ~ <u>Q2-3</u> △
Q2-1 (介護・介助が必要な方のみ) 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか（いくつでも） 1. 脳卒中（脳出血・脳梗塞等） 2. 心臓病 3. がん（悪性新生物） 4. 呼吸器の病気（肺炎・肺がん等） 5. 関節の病気（リウマチ等） 6. 認知症（アルツハイマー病等） 7. パーキンソン病 8. 糖尿病 9. 痔瘻・腸管障害 10. 骨折・転倒 11. 骨粗鬆症 12. 高齢による衰弱 13. その他（ ） 14. 不明
Q2-2 (介護・介助を受けている方のみ) 主にあなたの介護・介助を受けていますか 1. 配偶者（夫・妻） 2. 息子 3. 娘 4. 子の配偶者 5. 孫 6. 兄弟・姉妹 7. 介護サービスのヘルパー 8. その他（ ）
Q2-3 (介護・介助を受けている方のみ) 主に介護・介助している方の年齢は、次のどれですか 1. 65歳未満 2. 65~74歳 3. 75~84歳 4. 85歳以上
Q3 年金の種類は次のどれですか 1. 国民年金 2. 厚生年金（企業年金あり） 3. 厚生年金（企業年金なし） 4. 共済年金 5. 無年金 6. その他
Q4 現在、収入のある仕事をしていますか 1. はい 2. いいえ
Q5 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか 1. 苦しい 2. やや苦しい 3. ややゆとりがある 4. ゆとりがある

Q6 お住まいは一人建て、または集合住宅のどちらですか 1. 一人建て 2. 集合住宅
Q7 お住まいは、次のどれにあたりますか 1. 持家 2. 借家 3. 公営賃貸住宅（市営・県営） 4. 借間 5. その他
Q8 家の中が暗く感じますか 1. はい 2. いいえ
Q9 家の中によけて通る物が置いてありますか 1. はい 2. いいえ
Q10 家の中に段差がありますか 1. はい 2. いいえ
Q11 階段を使わずにはなりませんか 1. はい 2. いいえ
Q12 お住まいの主に生活する部屋は2階以上にありますか ⇒ <u>Q12-1</u> △ ⇒ <u>Q2</u> △
Q12-1 (2階以上の部屋に主に住まいにエレベーターは設置されていますか) 1. はい 2. いいえ

**問2 運動・閉じこもりについて**

Q1 タカは固く絞れますか 1. はい 2. いいえ
Q2 階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか 1. はい 2. いいえ
Q3 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか 1. はい 2. いいえ
Q4 片足で5秒間くらい立っていますか 1. はい 2. いいえ
Q4 15分位歩けていますか 1. はい 2. いいえ
Q5 5m以上歩けますか 1. はい 2. いいえ
Q7 横断歩道を青のうちに渡りきれますか 1. はい 2. いいえ
Q8 週に1回以上は外出していますか 1. はい 2. いいえ
Q9 昨年と比べて外出の回数が減っていますか 1. はい 2. いいえ
Q10 外出を控えていますか ⇒ <u>Q10-1</u> △ ⇒ <u>Q11</u> △
Q10-1 (外出を控えている方のみ) 外出を控えている理由は、次のどれですか（いくつでも） 1. 病气 2. 障害(脳卒中の後遺症など) 3. 足腰などの痛み 4. トイレの心配(失禁など) 5. 耳の障害(聞こえの問題など) 6. 目の障害 7. 外での楽しみがない 8. 経済的に出られない 9. その他（ ）

Q11 買物、散歩で外出する際はどのくらいですか（それぞれ1つ）  
 A. 買物：1. ほま毎日 2. 週4.5日 3. 週2.3日 4. 週1日 5. 週1日未満  
 B. 散歩：1. ほま毎日 2. 週4.5日 3. 週2.3日 4. 週1日 5. 週1日未満

Q12 外出する際の移動手段は何ですか（いくつでも）  
 1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク  
 4. 自動車（自分で運転） 5. 自動車（人に乗せてもらう） 6. 電車  
 7. 路線バス 8. タクシーや福祉バス 9. 車いす  
 10. 電動車いす（カート） 11. 歩行器・シニアカー 12. タクシー  
 13. その他（ ）

Q13 生活上、急な坂道を歩きますか 1. はい 2. いいえ

### 問3 転倒予防について

Q1 つまづくことがありますか 1. はい 2. いいえ

Q2 この1年間に転んだことがありますか 1. はい 2. いいえ  
 ⇒ Q2-1/A ⇒ Q3/A

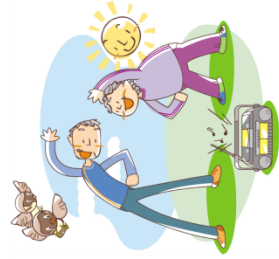
Q2-1 「はい」とお答えの方）転倒回数はどのくらいですか（ ） 回/年

Q3 転倒に対する不安は大きいですか 1. はい 2. いいえ

Q4 背中が丸くなってしまいましたか 1. はい 2. いいえ

Q5 以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか 1. はい 2. いいえ

Q6 杖を使っていますか 1. はい 2. いいえ



### 問4 口腔・栄養について

Q1 6か月間で2〜3kg以上の体重減少がありましたか 1. はい 2. いいえ

Q2 身長  cm 体重  kg

Q3 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか 1. はい 2. いいえ

Q4 お茶や汁物等でむせることがありますか 1. はい 2. いいえ

Q5 口の渇きが気になりますか 1. はい 2. いいえ

Q6 歯磨き（人にやってもらう場合も含む）を毎日していますか 1. はい 2. いいえ

Q7 定期的に歯科受診（健診を含む）をしていますか 1. はい 2. いいえ

Q8 入れ歯を使用していますか 1. はい 2. いいえ  
 ⇒ Q8-1/Q8-2/A ⇒ Q5/A

Q8-1（入れ歯のある方のみ）噛み合わせは良いですか 1. はい 2. いいえ

Q8-2（入れ歯のある方のみ）毎日入れ歯の手入れをしていますか 1. はい 2. いいえ

### 問5 物忘れについて

Q1 ものを忘れが気になりますか。 1. はい 2. いいえ

Q2 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると  
言われますか 1. はい 2. いいえ

Q3 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか 1. はい 2. いいえ

Q4 今日が何月何日かわからない時がありますか 1. はい 2. いいえ

Q5 5分前のことが思い出せませんか 1. はい 2. いいえ

Q6 その日の活動（食事をする、衣服を洗うなど）を自分で判断できますか  
 1. 困難なくできる  
 2. いくらか困難であるが、できる  
 3. 判断するときに、他人からの台詞や見守りが必要  
 4. ほとんど判断できない

Q7 人に自分の考えをうまく伝えられますか  
 1. 伝えられる  
 2. いくらか困難であるが、伝えられる  
 3. あまり伝えられない  
 4. ほとんど伝えられない

**問6 日常生活について**

Q1 自家用車やタクシー等で一人で外出していますか (バス・電車等でも可)	1. できるし、している 2. できるだけしていない 3. できない
Q2 日用品の買物をしていますか	1. できるし、している 2. できるだけしていない 3. できない
Q3 自分で食事の用意をしていますか	1. できるし、している 2. できるだけしていない 3. できない
Q4 請求書の支払いをしていますか	1. できるし、している 2. できるだけしていない 3. できない
Q5 残貯金の出し入れをしていますか	1. できるし、している 2. できるだけしていない 3. できない
Q6 食事は自分で食べられますか	1. できる 2. 一部介助 (おかずを切ってもらうなど) があればできる 3. できない
Q7 寝床に入るとき、何らかの介助を受けられますか	1. 受けない 2. 一部介助があればできる 3. 全面的介助が必要
Q8 座っていることができますか	1. できる 2. 支えが必要 3. できない
Q9 自分で洗面や歯磨きができますか	1. できる 2. 一部介助があればできる 3. できない
Q10 自分でトイレができますか	1. できる 2. 一部介助 (他人に支えてもらう) があればできる 3. できない
Q11 自分で入浴ができますか	1. できる 2. 一部介助 (他人に支えてもらう) があればできる 3. できない
Q12 50m以上歩けますか	1. できる 2. 一部介助 (他人に支えてもらう) があればできる 3. できない
Q13 階段を昇り降りできますか	1. できる 2. 介助があればできる 3. できない
Q14 自分で着替えができますか	1. できる 2. 介助があればできる 3. できない
Q15 大便の失敗がありますか	1. ない 2. ときときある 3. よくある
Q16 尿もれや尿失禁がありますか	1. ない 2. ときときある 3. よくある
Q17 家事全般ができますか	1. できている 2. できていない

**問7 社会参加について**

Q1 年金などの書類 (後納や滞納などに出す書類) が書けますか	1. はい 2. いいえ
Q2 新聞を読んでいますか	1. はい 2. いいえ
Q3 本や雑誌を読んでいますか	1. はい 2. いいえ
Q4 健康についての記事や番組に関心がありますか	1. はい 2. いいえ
Q5 友人の家を訪ねていますか	1. はい 2. いいえ
Q6 家族や友人の相談にのっていますか	1. はい 2. いいえ
Q7 何かあったときに、家族や友人・知人などに相談をしていますか	1. はい 2. いいえ ⇒ Q7-1ハ ⇒ Q8ハ
Q7-1 (相談している方のみ) 相談相手を教えてください (いくつでも)	1. 配偶者 (夫・妻) 2. 息子 3. 娘 4. 子の配偶者 5. 兄弟・姉妹 6. 友人・知人 7. 医師・歯科医師・看護師 8. 民生委員 9. 町内会 10. 老人クラブ 11. 社会福祉協議会 12. 地域包括支援センター 13. クアマネジャー 14. 役所 15. その他 ( )
Q8 病人を見舞うことができますか	1. はい 2. いいえ
Q9 若い人に自分から話しかけることがありますか	1. はい 2. いいえ
Q10 趣味はありますか	1. はい 2. いいえ
Q11 生きがいがありますか	1. はい 2. いいえ
Q12 地域活動等に参加していますか (いくつでも)	1. 祭り・行事 2. 町内会 3. サークル・自主グループ (住民グループ) 4. 老人クラブ 5. ボランティア活動 6. その他 ( ) 7. 参加していません



**問8 健康について**

Q1 普段、ご自分で健康だと思いますか 1. とても健康 2. まあまあ健康 3. あまり健康でない 4. 健康でない	1. はい 2. いいえ
Q2 めまい・ふらつきがありますか	1. はい 2. いいえ
Q3 膝が痛みますか	1. はい 2. いいえ
Q4 目が見えにくいですか	1. はい 2. いいえ
Q5 耳が聞こえにくいですか	1. はい 2. いいえ
Q6 現在治療中、または後遺症のある病気がありますか (いくつでも) 1. 高血圧 2. 脳卒中 (脳出血・脳梗塞等) 3. 心臓病 4. 糖尿病 5. 高脂血症 (脂質異常) 6. 呼吸器の病気 (肺炎や気管支炎等) 7. 胃腸・肝臓・胆のうの病気 8. 腎臓・前立腺の病気 9. 筋骨格の病気 (骨粗しょう症、関節症等) 10. 外傷 (転倒・骨折等) 11. がん (新生物) 12. 血液・免疫の病気 13. うつ病 14. 認知症 (アルツハイマー病等) 15. パーキンソン病 16. 目の病気 17. 耳の病気 18. その他 ( ) 19. 治療中または後遺症のある病気はない	1. はい 2. いいえ
Q7 現在、医師の処方した薬を何種類飲んでいますか 1. 1種類 2. 2種類 3. 3種類 4. 4種類 5. 5種類以上 6. 飲んでいない	1. はい 2. いいえ
Q8 現在、病院・医院 (診療所、クリニック) に通院していますか ⇒Q8-1, Q8-2ハ ⇒ Q9ハ	1. はい 2. いいえ
Q8-1 (通院している方のみ) その頻度は次のどれですか。 1. 週1回以上 2. 月2~3回 3. 月1回程度 4. 2ヶ月に1回程度 5. 3ヶ月に1回程度	1. はい 2. いいえ
Q8-2 (通院している方のみ) 通院に介助が必要ですか 1. 以下の在宅サービスを利用していますか (いくつでも) 1. 訪問診療 (医師の訪問) 2. 訪問介護 3. 夜間対応型訪問介護 4. 訪問入浴介護 5. 訪問看護 6. 訪問リハビリテーション 7. 通所介護 (デイサービス) 8. 認知症対応型通所介護 9. 通所リハビリテーション (デイケア) 10. 小規模多機能型居宅介護 11. 短期入所 (ショートステイ) 12. 医師や薬剤師などによる療養上の指導 (居宅療養管理指導) 13. その他 ( ) 14. 利用している在宅サービスはない	1. はい 2. いいえ

Q10 お酒は飲みますか 1. ほぼ毎日飲む 2. 時々飲む 3. ほとんど飲まない 4. 飲まない	1. はい 2. いいえ
Q11 タハコは吸っていますか 1. ほぼ毎日吸っている 2. 時々吸っている 3. 吸っていたがやめた 4. もともと吸っていない	1. はい 2. いいえ
Q12 (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい 2. いいえ
Q13 (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなりました	1. はい 2. いいえ
Q14 (ここ2週間) 以前は楽しみにできていたことが、あっという間に感じられる	1. はい 2. いいえ
Q15 (ここ2週間) 自分か役に立つ人間だと思えない	1. はい 2. いいえ
Q16 (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい 2. いいえ

ご協力ありがとうございます。ごさいました。  
記入もれがないか、今一度お確かめください。  
記入した調査票を切り離すことなく、送付されたもの全て (表紙も含みます) を  
同封の返信用封筒に切手を貼らずに投函してください。





## 第5期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

---

<発行年月>

平成24年3月

<編集・発行>

行方市介護福祉課

〒311-3512茨城県行方市玉造甲404

電話0299-55-0111（代表）



